

631
236

笹ヶ峯石鉄山正法寺史

笹ヶ峯奉讃會編

631-236



1200501541306

Handwritten text on a small yellow label, partially obscured.



納本

笹ヶ峯后鉢山正法寺史

笹ヶ峯奉讚會編



鐵山正法寺史





論

(一) 笹ヶ峰の中興

我國に於ける、登山史上、最も古い歴史を有するものを指へたならば、伊豫の石鎚山、加賀の白山、大和の大峰、同葛城山等がある。

山岳道の開祖とも云ふべき役小角は、史上疑問の人として、未だ定説がないけれども、傳ふる如く、舒明天皇の六年に生れ、三十二歳の時葛城山に登り、文武天皇の二年、越智玉興と共に伊豫に下つて石鎚山を開いたことが事實とするならば、石鎚山は日本最古の開山の一といふことが出来る。

築山本河野家譜によると、玉興は勅勘を蒙つた小角を伴ひ、難波津より唐船(異母弟王澄の船)に乗つて伊豫に下つたとある。伊豫に着いては大いに土工を起し、道後の温泉を改造し、泉脈の下樋を通じ、三十三の湯桁を設置した、玉興大いに小角を信用し共に圖つて木を伐り、道を通じ

雲梯を造つて石土山を開いた。

その石土山は、今の石鎚山であるか、或は他の山であるか、何等據るべきものがないのであるが、日本靈異記の示す所によつて、神野郡（後に新居郡と改む）内の高山であることだけは明白である。（この事は後章に論ずるつもりである。）

因に云ふ、加賀の白山は、元正天皇の養老元年僧泰澄の開山であるから、これより二十年、後れてゐる。

筆は一十餘年後に走るが明治の末頃より登山熱が勃興して各地の高山残らず登山道が開け、特に日本アルプスの名は國內は勿論、海外にまで喧傳され、盛夏の候、信、飛、甲の諸高山に集る者、數萬を算ふと云ふ。

交通不便、しかも地理學の幼稚であつた、往古には、隅々まで、踏査されないから、色々の粗漏を免れない。

何時の頃、選定されたか、知るよしもないが、日本七高山として左の山を記してゐる。

大和釋迦嶽、伯耆大山、加賀白山、越中立山、大和大峰、駿河富士山、伊豫高根（石土山）

これは石土の古くから、世に知られてゐた一つの證據になる。さて、伊豫の三山（石鎚山、瓶

ヶ森、笹ヶ峰）中、最近頃に流行兒はやりごとなつた笹ヶ峰も、もとを正せば、新しい山ではない。

筆者は、昭和五年一月二十五日、同志五人と共に雪中に笹登山を決行したが、この笹ヶ峰が、こんなに早く、登山者を集めるやうにならうとは、神ならぬ身の知るよしもなかつた。

我々一行が雪中登山したと、笹頂上の寫眞を、大阪毎日新聞が掲載したのは、その三四日後のことである。それより前のものとしては、松山高等學校の山岳部が、大正十三年の夏（相原長岡、岡本氏等）レコードを残してゐる。

又、ずつと百年餘前に遡つて、西條藩の儒官、日野暖太郎先生が、天保八年九月と翌年八月とに登つてゐる。

永い間忘れられてゐた、笹ヶ峰も中興の氣運が迫つてゐたと見えて、はしなくも昭和五年來郡した、考古學者鵜久森經峰氏が、正法寺附近より發掘した瓦の破片が機縁を作つて、正法寺史の研究となり、更に進展して笹ヶ峰中興開山となつた。

正法寺山主大西法岳師遷化し、其の跡を繼承した大詮師は、剛毅果斷の人材であつた。偶々、笹ヶ峰風景に對する世人の賞讃に加ふるに、前記鵜久森氏の研究により、開山當寺の根本史料を得たので、遂に昭和六年六月、中興開山を斷行した。

翌年夏大西大詮師遷化し、遺兒大西恒雄少年を擁して大詮師在世當時に増して笹ヶ峰發展の爲めに奮闘努力し、同山の統一に努めて居る隠れたる功勞者に、大生院野口菊松氏、中萩妻鳥佐次郎氏、角野梅木大秀氏のある事を忘れてはならぬ。

(二) 笹ヶ峰の風光と笹ヶ峰登山案内

(イ) 中央表口 豫讃線中萩驛下車、渦井川橋を渡りきつた所から南行し、大生院小學校の東側を過ぎて正法寺に參詣し、登山の案内記等を貰つて行くことを忘れてはならない。

正法寺を出て間もなく山路にさしかゝるのであるが、地方の名瀑、銚子の瀧を見たい人は、坂の上り口、川口で計畫を立てねばならぬ。

銚子の口の様になつた岩の間から落下する飛瀑は碎けて瀧壺に渦を巻き、四散した飛沫に夏尙寒きを覚えしめる。高さ十餘間、幅約四間、往古な登山行者の水行場であつたといふ。附近は山吹の名所で、晩春の頃杖を曳けば、満山に漂ふ黄金の波が美しい。

大野山は、柿ノ手、中ノ手、上ノ手等の小字に分れ、平和な山村である。桃、李が呼物になつてゐるが、其の花盛り季節は定めし見物であらう。

上ノ手より木馬道を行くと杖立に出るのであるが、途中、銚子ノ瀧と雌雄を争ふ瀧がある。

杖立には、昔、大門があつたと小松邑誌は記してゐる。杖立から半里、堂ヶ平に達する、此處は名の示す如く堂のあつた所、登山季節には休憩所が設けられる。

これから黒森(一六七・八米)までの半里は實に峻しい。これから石楠花が多い、夏行くと山しやくやくの清楚な花を陰地に見ることがある。

黒森、沓掛の斷崖は頗る危険で、所々ザレもあるから細心の注意を拂はねばならぬ。羚羊かもしかの棲息するといふのは、この崖裏である。

沓掛の南面は廣い笹原である。尻の下に何か敷いて進むとそれは面白い、これを笹這りと呼んでゐる。沓掛からの笹ヶ峯大觀は、特筆すべき一つである。

こゝから鞍部に下りると、正法寺の常住である。こゝは西條道、角野道の落合ふ所で、宿泊の設備も出來てゐる。西南には石鎚、瓶ヶ森の峻峯手にとる如く、東をふりかへれば、別子峯、東西赤石山等の奇峯、秀を競ふを見る。

もう頂上へは一里もない。落葉松の植林の中を少し登ると、縦の自然林に入る。その姿容、宛然一幅の畫圖である。その林間に建てられた小舎は、屋根を笹で葺き、風致を添へてゐる。こゝ

からは木の根、岩角をあへぎ／＼登るのであるが、樅をはじめ、ダケカンバ、ナ、カマド等の處女林が鬱蒼と繁り、木の下は一面の青苔である。

この林がつきると、又一面の小笹原となる。高山植物のマイヅルサウ、ネバリノギラン、コメツ、ジ等が見られる。千年の風雪にさいなまれたコメツ、ジの矮小なる樹間に白い花を見るのは百折不撓のこよなき教訓である。

やがて頂上(一八五九米)に達する。先づ藏王大觀現の御前に額き、祈念を終へて、そこら石の上に腰を下す。風あるとき、雨の日は暫時も静止ができぬ寒さであるが、一天雲なく晴れて風暖かなる日は實に樂園である。

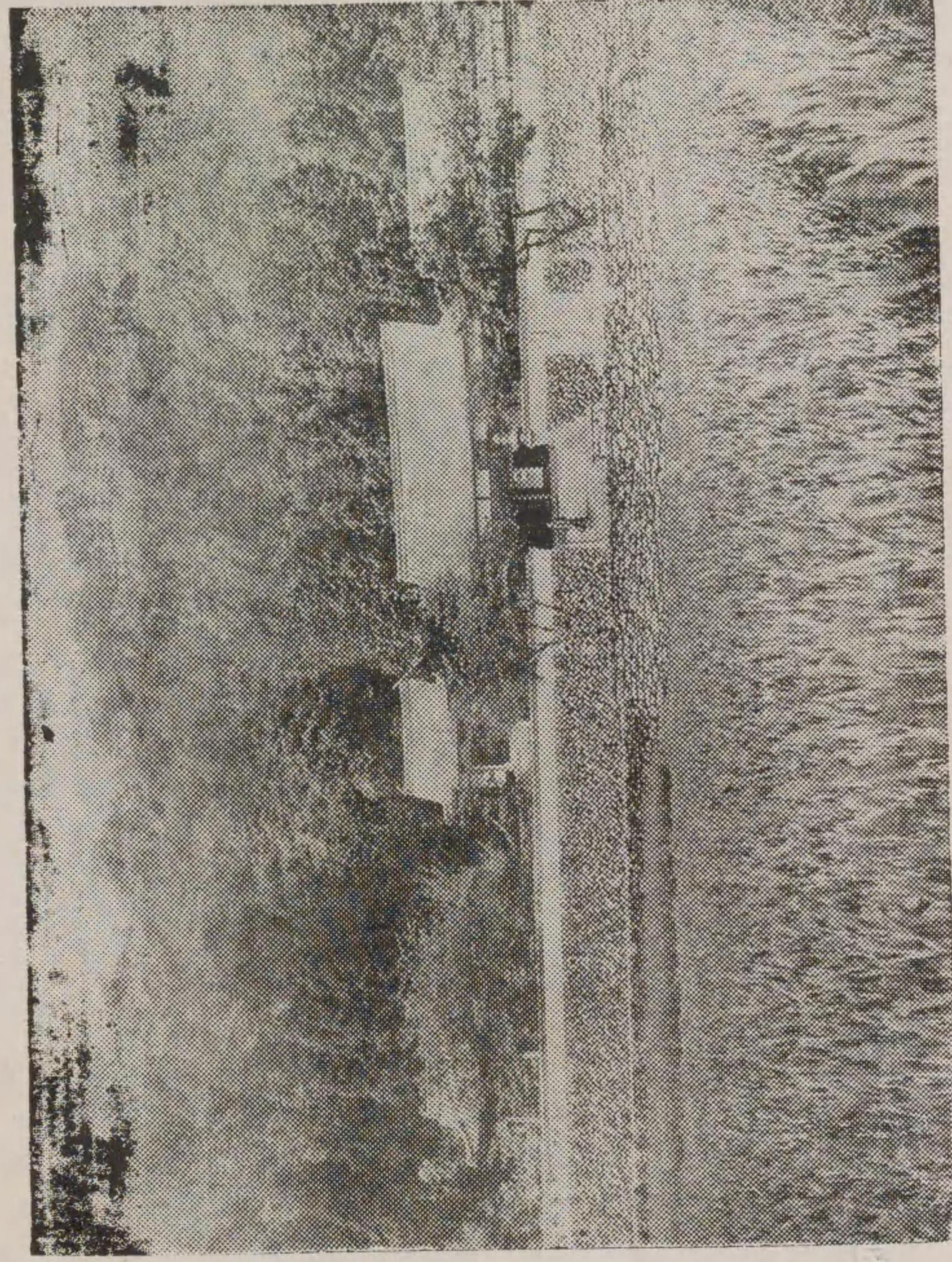
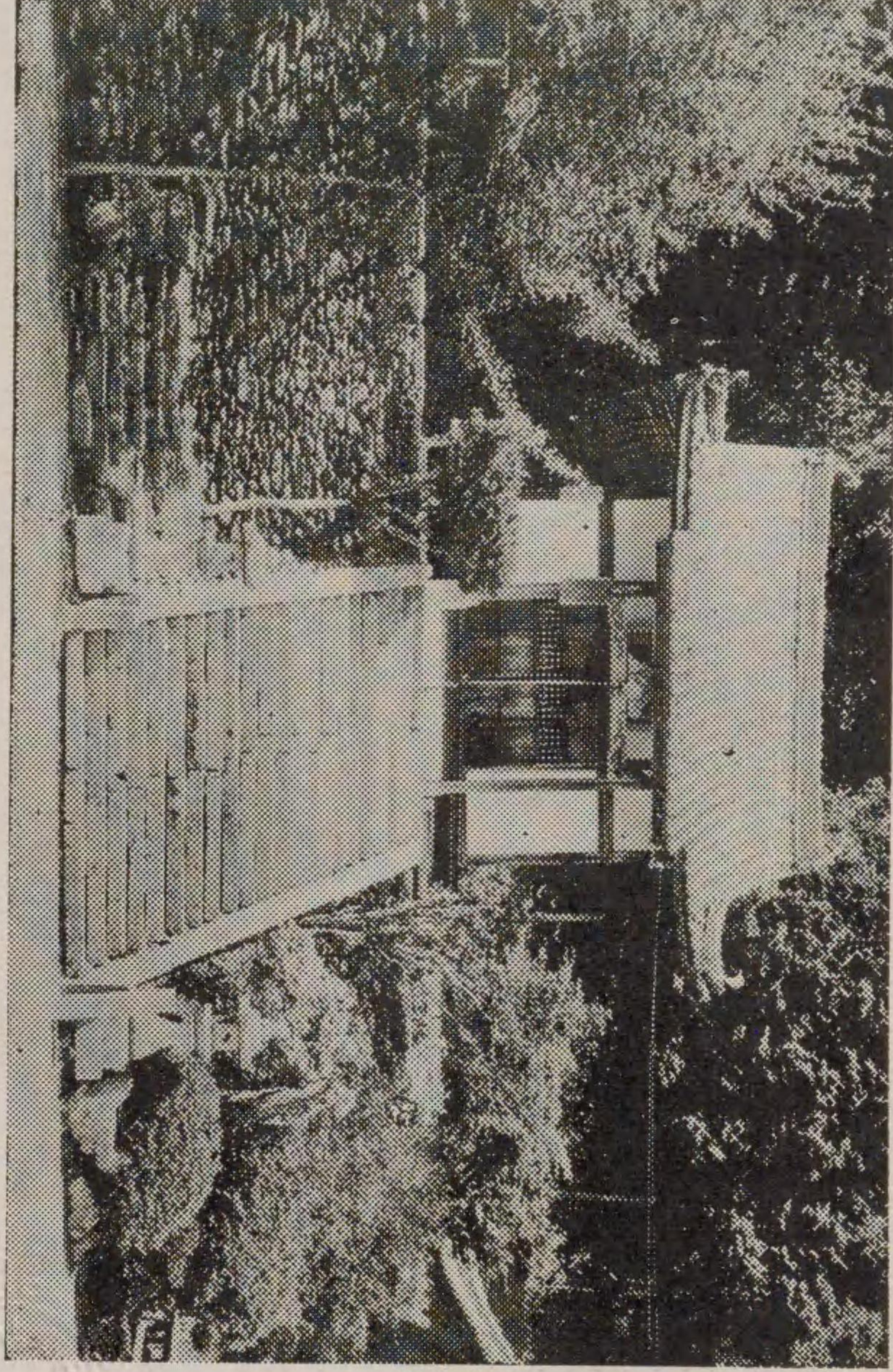
北には白帆の去來する瀬戸内海をへだて、中國路を見はるかす、南面は山又山、峯積重疊する土州、雲か海かと疑ふ如く太平洋も望むことができる。

東には冠山、平家平、大坐禮、西には寒風、伊豫富士、瓶ヶ森、石鎚、手箱、筒上等の群峯の雄大を賞することが出来る。



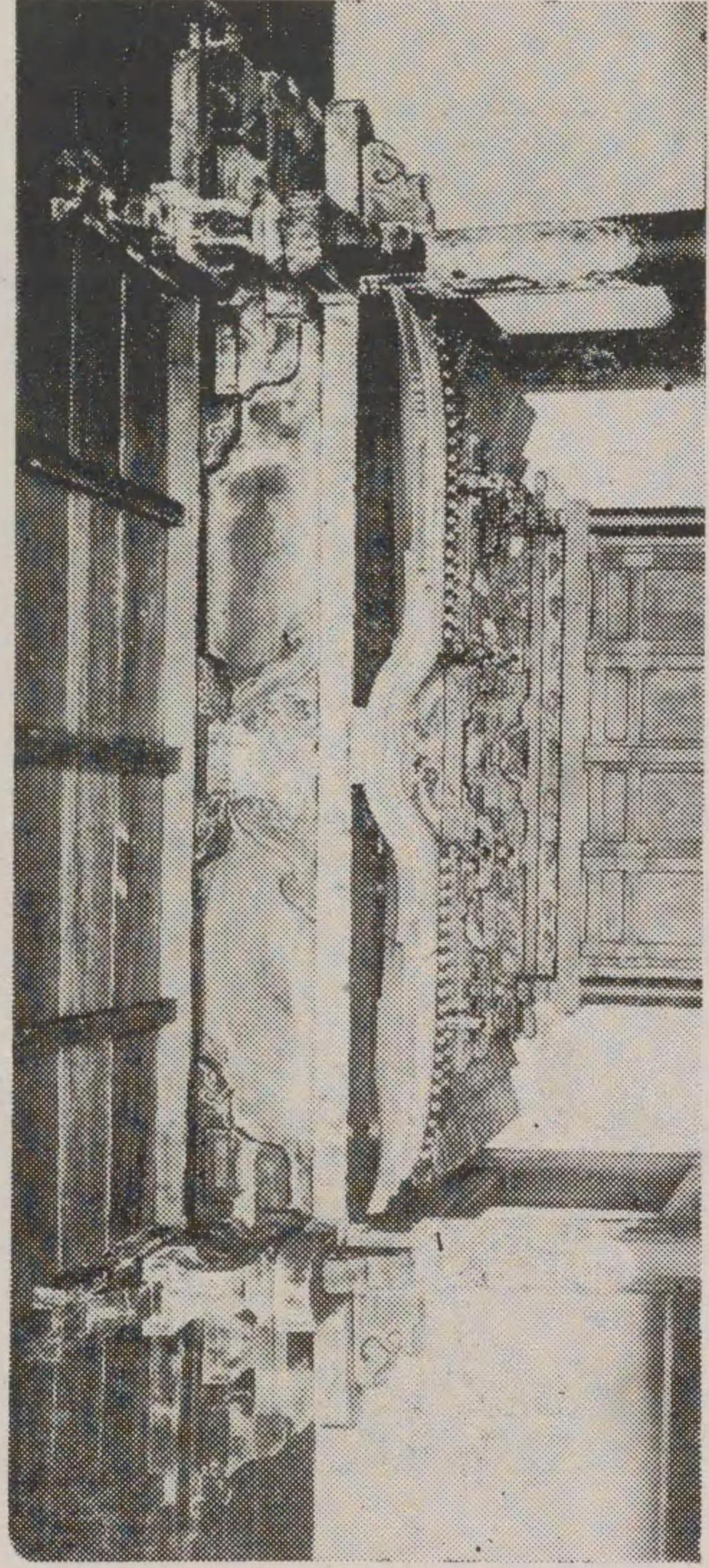
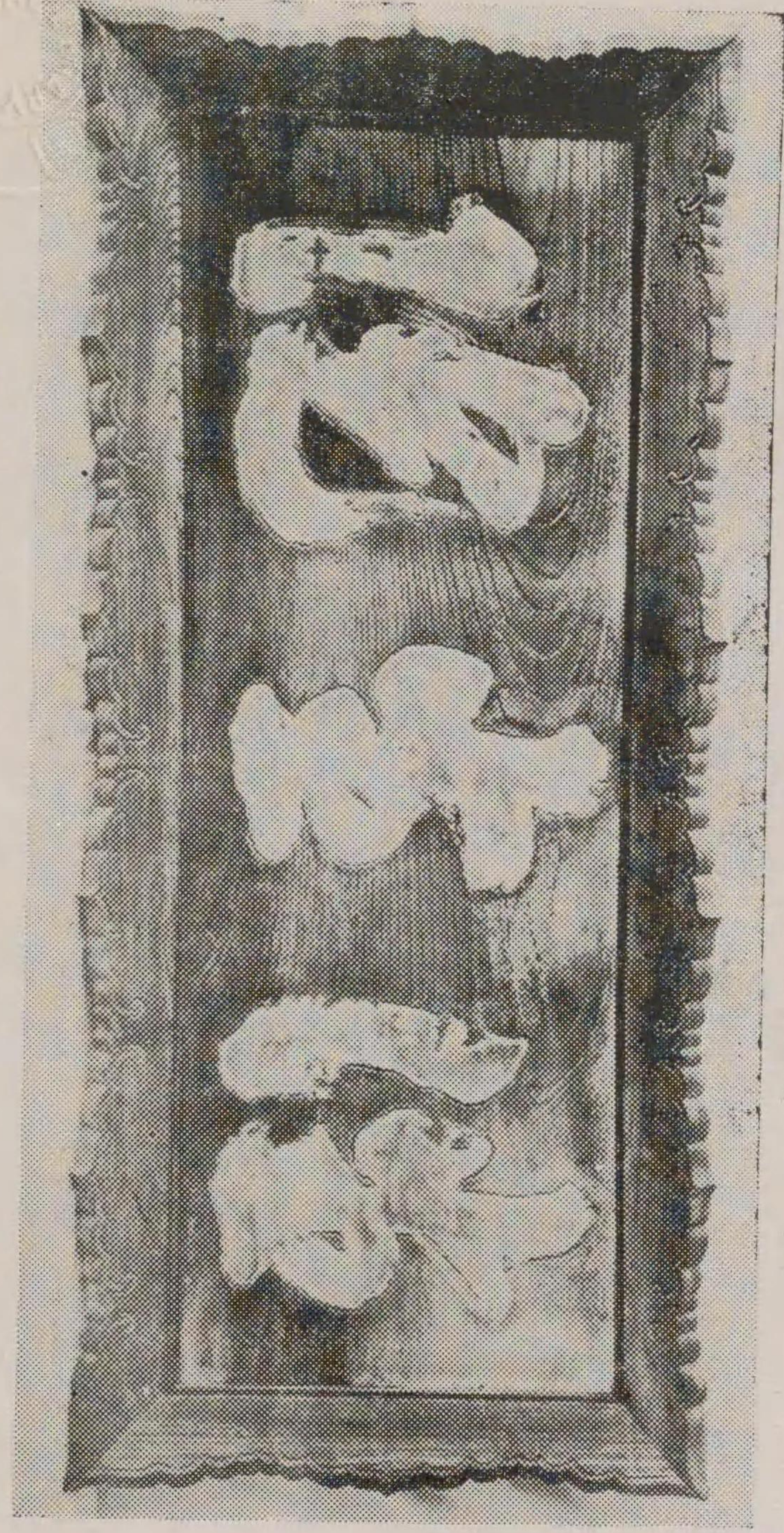
石鉄山正法寺ヨリ徑ヶ峰ニ登ル大野中山銚子ノ瀧

(ノ云トシヲ在ニ平ケ堂中山路山登攀ケ徑) 堂師藥内境山鉄石

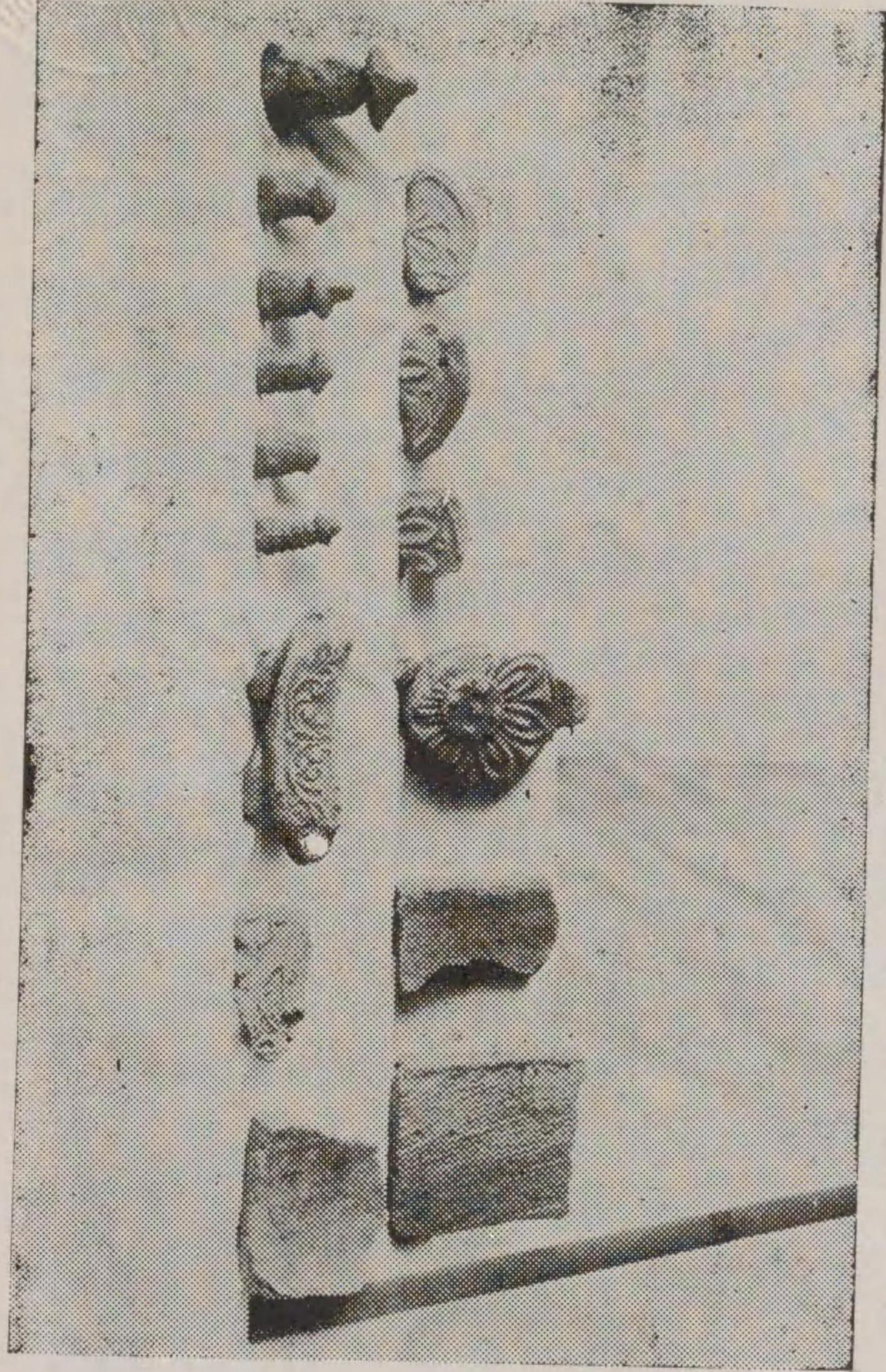


(ノ在ニ地平方前ハ藍伽舊) 景全ノ寺法正山鉄石

（華珉尊正大僧前院光日寺井三州江） 額扁堂本ノ寺法正院生往



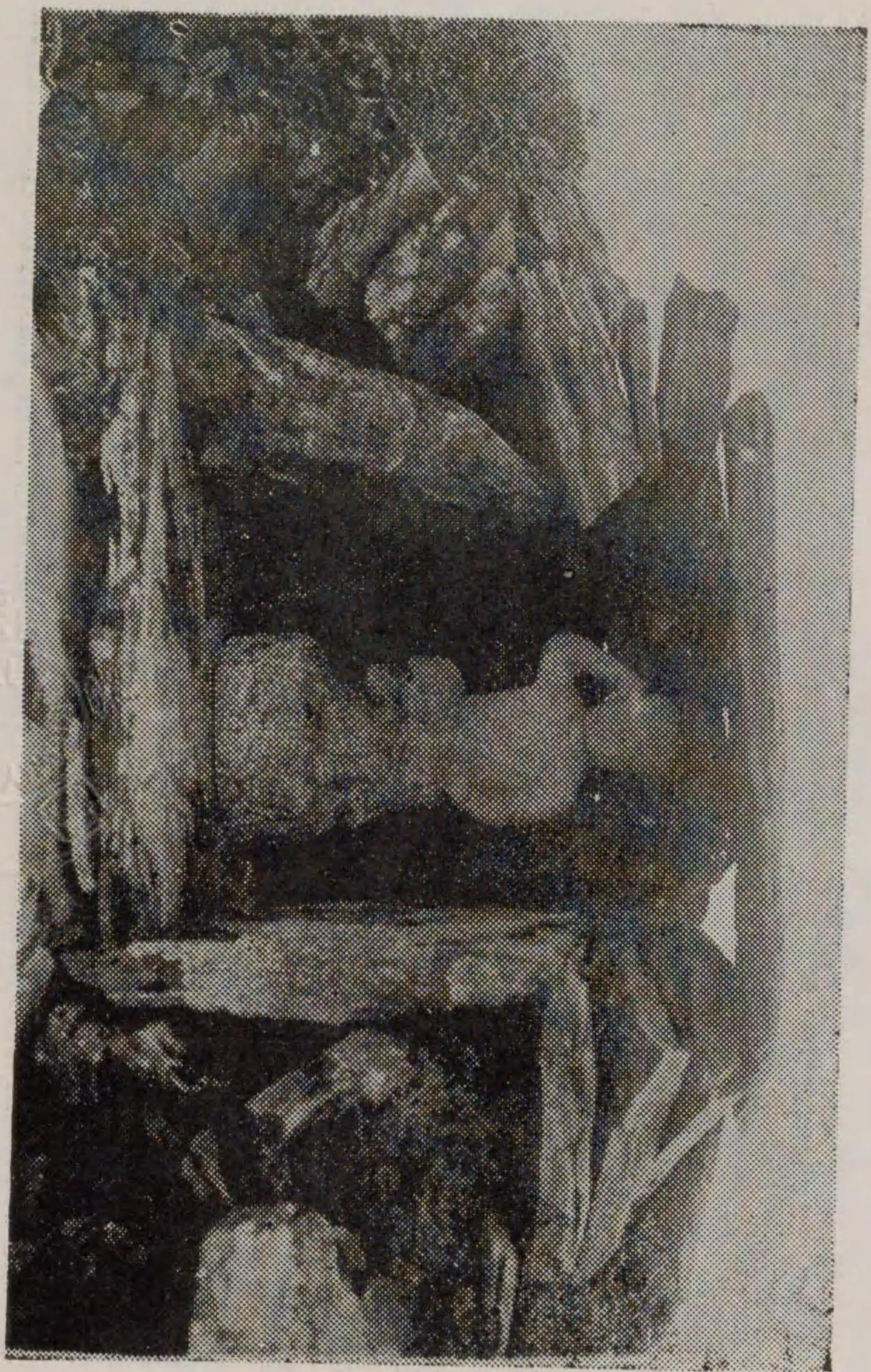
石鉄山藥師堂内厨及子槽



塔泥及瓦古ルタシ掘發リヨ址舊ノ寺法正山鉄石



像王明動不尊本置安堂本寺法正

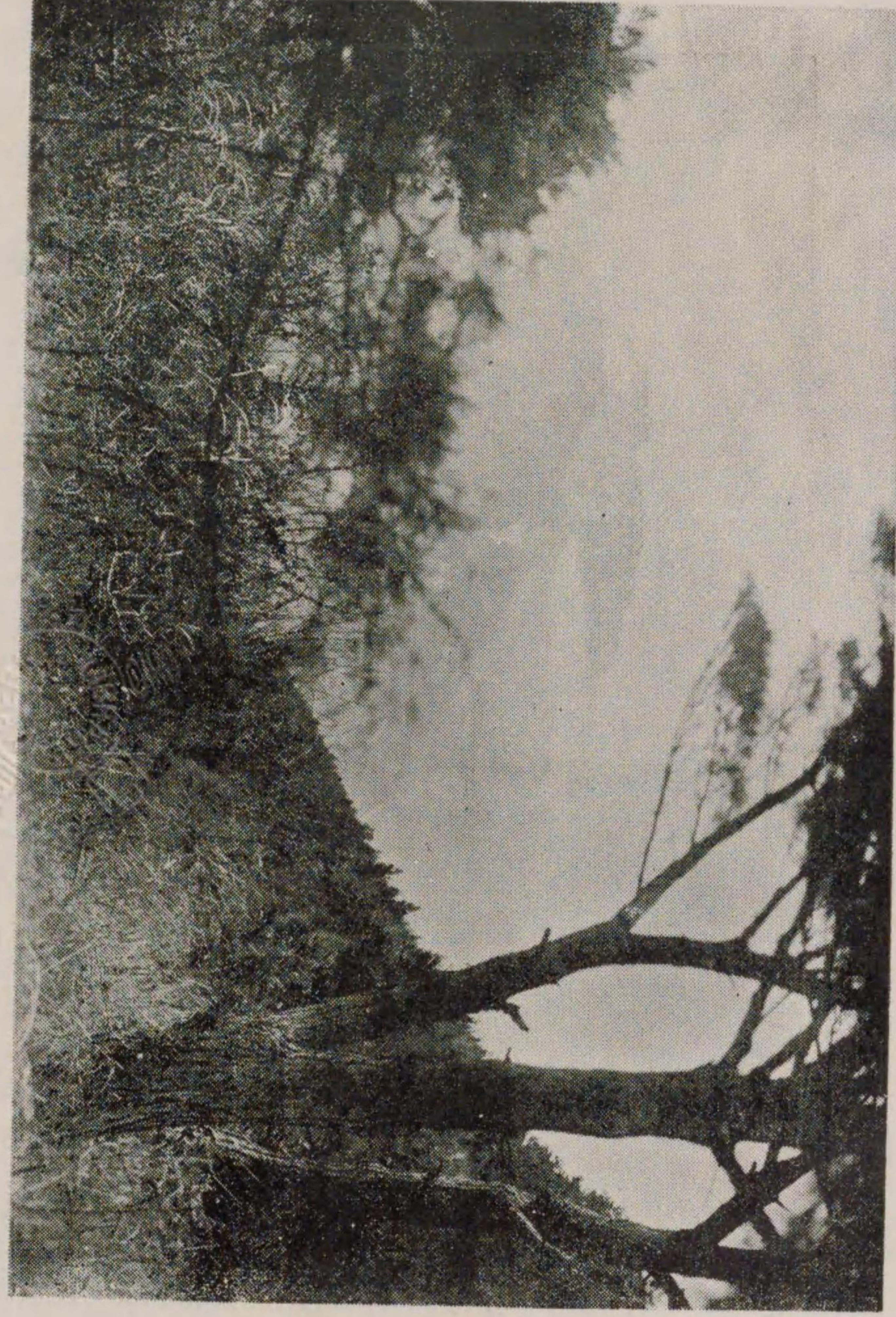


現權大の座鎮上頂峰ヶ笹



木枯立の中山峰ヶ笹

石 鐘 山 全 景



笹 ヶ 峯 山 中 ノ 白 骨 林



第一章

考古學上より見た石鉄山
正法寺の其創立年代

(一) 正法寺の舊址より發見せられたる瓦及泥塔

石鉄山正法寺は、新居郡大生院村字銀杏木といふ所に在る古義真言宗の古刹で、「小松邑誌」によると、山號を石鉄山と云ひ、往古石鏈權現が笹ヶ峰に坐せし時の別當であると、斯う書いてある。石鏈權現が古くから笹ヶ峰にあつたといふことは地方の口碑にも傳つてゐて、正法寺と密接なる關係のあつたとは、明治初年の大生院村庄屋高橋家の書出しにも見えて居るが、小松邑誌には弘化年中修驗の株を西條の實相院に譲つたといふてあつて、弘化年中以後は笹ヶ峰石鏈權現との關係も絶えたのである。

考古學に造詣の深い鶴久森經峰氏は、昭和五年七月、この正法寺を訪ひ、當時の住職大西法岳氏と共に、寺前の田圃の畔を發掘して、寫真に示す如き蓮華紋巴瓦及唐草瓦の破片や多數の泥塔を發見した。

この附近から布目瓦及泥塔の類を出土することは、明治初年頃から知られて居て當時の庄屋高橋家の書出しにも寺前の平地を田圃に開くに當り布地瓦や土佛(泥塔のこと)を數々發掘してこれを埋めて置いたとある。

同氏の發掘したのは田圃の畔に樹木の切株の朽ちたのがあつて其の上に五輪塔の水輪(空風火水地の)が一つ轉してあつた下が石垣になつてゐるのを掘り崩して採取したのである。即ち明治初年の書出しに布地瓦や泥塔を聚めて置いたといふのが是である。

(二) 瓦當の種類と形式

その種類は次の通りである。

- | | | | |
|-------------|----|---------|----|
| (イ)單瓣式蓮華紋巴瓦 | 二種 | 寶相花紋巴瓦 | 一種 |
| (ロ)忍冬唐草紋唐草瓦 | 一種 | 寶相花紋唐草瓦 | 一種 |

(イ)の單瓣式蓮華紋瓦は、寫真に示す如く、周縁狭くして稍高く其内面に凹面を作り、これに割合細密なる波紋を繞らしてゐる。蓮瓣は八葉はで強い曲線によつて個々に描き出され其中が膨れ出して居るのである。此膨れ出して居る部分は紡錘状をなし、瓣と瓣との空地に配した楔状の垂

とよく調和し、全體に底力のある描出法である。中房の蓮には大粒で五顆より成りこの瓦當と同形式のものは周桑郡楠川村字楠の道安寺址からも出土して居るがこの正法寺址のものは山城平安京の大内裏址などから發見せられてゐるこの種の形式の瓦當と手法が著しく類似してゐるのである。平安京大内裏址出土の一例を此處に示して置く。

(イ)の單瓣式蓮華紋巴瓦の他の一種は其蓮瓣の手法に特異の形式を用ひ半月状の膨出しを向ひ合せて並べ蓮瓣の断面が中凹に成つて居るのである。各瓣は別々に作られ瓣と瓣との空地に各一顆づつの大粒な珠紋を配し中房は餘り大ならず、これに七顆の蓮子を容れてゐる周縁は狭くして低く其内側に太い一線を繞らしてゐるがこの正法寺址より出土した瓦當の蓮瓣と同じ手法を用ひ半月状の膨出しを向ひ合せて蓮瓣を描出した形式のものが、同郡神戸村の眞導寺址と周桑郡吉井村字玉之江の白坪一宮寺址から出土してゐる。河内國北河内郡牧野村からもこの種の手法を用ひた瓦の發見例がある。

(イ)の寶相花紋の巴瓦は小形で圖の如く寶相花を容れ、珍らしいものであるが伊豫には他に實例がない。

(ロ)の忍冬紋唐草瓦はこれと同形式のものが周桑郡小松町北川の法安寺址出土の唐草瓦の中にも

例がある。圖の如く忍冬唐草より變化した一種の唐草を中央上部から左右に向つて配し葉の先端は強く卷いて巴の如くに見える。正法寺址發見のものは大きく卷いた葉の間に一枚づつ小葉を附加してゐるので法安寺のものより全體が華やかになつてゐる。この唐草瓦を平安京大内裏址から發見せられてゐる碧料を塗つた唐草瓦の形式手法と對照してみると唐草の手法に著しく類似した處があつて其間に年代の接近を思はしむるものが尠くないのである。

(ロ)の一種寶相花を配した唐草瓦は僅かに破片一箇を得たのみであるが、其手法は寶相花紋の巴瓦と一致し同年代に行はれしものであると思はれる。

(三) 瓦當の形式手法が示す年代

(イ)の單瓣式蓮華紋巴瓦中第一に説明したものは、楠川村道安寺址に其例があるが、彼は其細部の手法に於て正法寺址のものよりも雄壯なる處があり、奈良朝中期に近いものであるがこれは久しく降つて奈良朝の末より平安朝の初に行はれしものと見るべきであらう。

次に(イ)の第二に説明した單瓣式蓮華紋巴瓦は平安中期以降の創立と考へられる眞導寺、其他に類似の例があつて平安朝の中期から末期に入るべきものと思はれる。

(イ)の寶相花紋巴瓦は寶相花唐草瓦と同様平安末期のものとして誤があるまいと信ずる。
(ロ)の唐草瓦については小松法安寺址と同形式のものは一方平安京大内裏出土の唐草瓦などと手法が著しく類似して居る點から見て奈良朝の末から平安朝の初頃のものと思はれ(イ)の第一に説明した單瓣式蓮華紋巴瓦などと年代を等しくするものと思はれる。

(四) 正法寺址發見の泥塔

正法寺の舊址より發掘した泥塔は殆んどすべて多寶塔形であつて、其形式は寫眞の通りである大きいものは高さ三寸四分、小さいものは一寸七八分の高さあつて類は三十餘個を發掘した。

泥塔を出すので有名な大和の箸尾は其多くがこの正法寺址と同じく多寶塔形であるが伊賀の上野からは、寶篋印塔形で丸い孔の穿つてあるものもある。泥塔ではないが讚岐三豊郡觀音寺町の琴彈山麓からは、和泉砂岩製の五輪塔が數多く出る。

泥塔の分布からいへば日本全土に及び北は奥羽から西は九州にまで分布してゐるが伊豫では此の正法寺址が初めての發見である。泥塔の行はれし年代は其起原が詳かでないけれど平安朝の末期頃には盛んに行はれてゐたらしい。

正法寺址から出土したこれ等の泥塔は其形式から見て平安朝の末から鎌倉時代の初に行はれしものと私は見てゐる。

泥塔使用の目的は孝謙天皇が百萬基の木製小塔を造られて供養せられたと云ふ百萬塔と同じ様な意味に使用しこれを供養したものであらう。正法寺址から特にこの泥塔を出すことは注意すべきことである。

第二章 正法寺の創立と秦氏

(一) 秦氏の出身と歸化

正法寺は、その遺跡や遺物等の上から見て、尠くとも奈良朝末期の創立であると考へられるがこの寺の創立と不可離の關係にある秦氏に就ても考へる必要がある。

秦氏といふのは秦の始皇帝の後裔で日本に歸化した氏族といふのである。應神天皇の御代秦の始皇帝三世、孝武王の裔融通王が秦の遺民百二十七縣の民を率ゐて百濟を経て我國へ歸化した。

天皇は大に喜び給ひ之を大和朝津間腋上の地に置かしめ給ふたが仁徳天皇の御代これ等の遺民

を諸國に分置して蠶を養ひ絹布を織らしめ、それを朝廷に貢上せしめ給ふた。

秦はハタと訓むで絹布の總稱であるが秦王の獻する處の絹絲、絹布が肌に柔軟溫暖であるといふので天皇は秦王に波多公の姓を賜はつたといふ。

其後雄略天皇の御世、秦の公酒が秦氏の遺散を憂ひて天皇に奏請し、勅使は大隅阿多の隼人を率ゐて諸國の秦氏を搜索招集した處が九十二部一萬八千六百七十餘人を得たといふ。

天皇はこれを酒公に賜り仍て酒公はその秦民を率ゐて蠶を養ひ絹布を織つて朝廷に調貢したが其絹絲絹布が山の如く丘の如く朝廷の庭に積み重なつたといふので天皇は大に嘉みし給ひ酒公に號を禹都萬佐と賜はつた。ウヅマサは調絹の堆もり増さるといふ意味であると傳へられる。

この秦氏の根據地は最初大和の朝津間であつたらしいが、後には山城の太秦が根據であつて今尙地名として太秦村がある。参考として太秦廣隆寺の緣起に引く秦氏の系圖を次に掲げる。

秦始皇帝——故亥皇帝(胡)——孝武皇帝——竺區宋孫王——法成王——功滿王——融通王——普洞王——酒秦公——意美秦公——忍秦公——舟照秦公——河秦公——國勝秦公——川勝秦公——自秦始皇帝——至小續位大花上秦造川勝廣隆卿以上十五代也。

而してこの太秦には推古天皇の御世秦川勝が聖徳太子から賜はつた蜂岡寺即ち廣隆寺があつて

秦氏一族の氏寺となつて居る。尙秦氏は松尾神社や稻荷社を氏神として居り上下賀茂社を崇敬して氏神の如くして居たとはい世の知る處である。

(二) 伊豫の秦氏

前項に秦の遺民の諸國に分遣せられたものが雄略天皇の時九十二部一萬八千六百七十人あつたと述べたが欽明紀に秦人戸數總七千五十三戸とあるから如何に秦民の多かつたかを知るに足るのである。これ等は諸國にあつて蠶を養ひ絹絲絹布を織つて主に支那風の工業を傳へたが、伊豫にも古くからこの秦民の伴造である秦氏が居つた。即ち續日本紀天平神護二年條によると秦毘登淨足等十一人に姓を安倍小殿朝臣と賜はつて居るが、この時淨足の奏言に、其先安倍小殿小鍾が孝徳天皇の御世朱砂を採る爲に伊豫國に遣はされ秦首の女を娶つて伊豫鷹を生むだ。伊豫鷹は父祖を尋ねず偏に母姓によつて秦氏を稱したとある。毘登又は首は秦氏の首長を意味するカバネ(姓)であつて奈良朝以前から既にこの秦氏が伊豫に居つたことを證するものである。この秦首等の本居は詳らかでないが朱砂は朱をとる原料で伊豫では宇和郡と宇摩郡とに其原産地がある。

今は餘り多くを産しない様であるが、宇摩郡の金生村の金生川流域には砂金に伴ふて粒狀の朱砂が産するさうである。

宇摩郡津根の戸主に金集史といふ姓のものが奈良朝時代の文獻に見えるが史といふ姓は多く歸化人に有する姓であるから秦氏と併せ考ふべきである。

宇摩郡は伊豫でも最も早くから漢代文化の影響を受けて居る地方で、妻島村東宮山の古墳からは狭鋒銅銚と田行花紋鏡に伴ふて金裝の馬具や其他の優秀なる遺品を出してゐるが其の銅銚及漢式鏡は何れも漢代の遺物であつてこの地方に古くから支那文化の影響のあつたことを意味するのである。

(三) 太秦の秦氏と神野郡

伊豫に秦氏が古くから居つたことは前述の通りであるが神野郡にも太秦の秦氏が居つた。文徳實錄の嘉祥三年紀によると昔神野郡に高僧灼然といふ者があつて其弟子に上仙といふのがあり、この上仙は山上に止住して淨行をつむで居たが化去の後賀美能親王(嵯峨天皇)に生れ變つたといふ有名な傳説がある。

この神野親王の御生れになる時に乳母の姓神野と云ふ者があつて其姓によつて皇子を賀美能と

名づけたといふと書いてあるが其乳母に就ては續日本紀の延暦十年正月條に「太秦公忌寸濱刀自女賜姓賀美能宿禰賀美能親王乳母也」としてある。即ちこの乳母は本姓が太秦公忌にて秦氏であるが、文德實錄に乳母の姓神野なる者ありと云ひ、又この延暦十年紀に其乳母濱刀自女に神野宿禰の姓を賜つた處を見ると出身地は神野郡であつたらしい。もとより秦氏は嫁入先の姓であるかどうか疑問であるがこの乳母が神野郡の地名を氏に負ふたのを見ると神野郡を本居としてゐた氏族と無關係とは思はれない。

處で此處に面白い事實は延暦四年八月條によると正七位上太秦公忌寸宅守といふ人に太政官院の垣を築いた功により従五位下を授けて居るがこの宅守と太秦公忌寸濱刀自女とは恐らく親近な關係があらうと思ふが、更に天平十四年八月條によると造營錄正八位下秦忌寸島鷹といふ人に大宮の垣を築いた功により従四位下を授け太秦公の名を賜はつて居る。仍て考ふるにこの島鷹は恐らく宅守等の家系の人であらうが代々大宮の垣とか太政官院の垣とか宮廷の土木工事に關係ある家らしいのである。

それでこの太秦公の一族である乳母神野が奉仕した賀美能親王は延暦五年山城長岡宮で御誕生になつたが當時桓武天皇は長岡の宮を御經營中で太秦公忌寸宅守が築いたといふ太政官院の垣は

この長岡宮である。斯の如く乳母神野の家系は宮廷の土木に關係があるが、延暦十年神野宿禰の姓を賜ふて當地に引退して後この秦氏で正法寺を氏寺として經營したらしく思はれることは、この正法寺の舊址から發見せられたる唐草瓦の紋様の手法が全く桓武天皇の御經營になつた平安宮又は大極殿の跡から出土してゐる碧料瓦の唐草と一致して居ることである。

平安宮に於ては瓦に碧料を使用してゐるし唐草瓦の形式には所謂東大寺系のものであるがこれは所謂大宮大寺系の唐草瓦であるけれども、其唐草紋の細部の手法は著しく平安宮のものと同し極めて上品で優秀なる作である。この事實は乳母神野の家系が代々大宮の土木工事に關係してゐることと併せ考ふる時に正法寺と秦氏との關係を間接に裏書してゐる様に思はれる。

(四) 秦氏と其の子孫

神野郡に秦氏の本居があつたことは以上を以ても大體を想像し得られるが、後世秦若しくは神野と稱するものが文獻上にも散見する。例へば文明九年三月に造立した石鎚山彌山寶殿扉の銘に秦職吉辰若といふ人が見える。

此の人は、大檀那として細川勝久や、河野通直、通春等、當時の細川、河野家の歴々と共に連

署してゐる處を見ると、前神寺とも關係の深い人であつたらしい。當時、宇摩新居二郡は、細川家の所領であつたからこの敬白文の大檀那には筆頭に署名してゐる。

其の後、元龜天正の頃、大生院村早川の寶蓮寺城に秦備前守正次といふ人が居つた。

元祿四年大生院村舊庄屋高橋家の覺書「はだ氏けいづの事」には、左の字句が見える。

一、秦氏也

一、系圖は秦の始皇帝と申す王の流れ也、紋はそば折敷に十文字也、京のはせ川但しうじ川かに氏寺有る也、此氏寺に然と有之也

一、後々末々迄先祖のいはれ認め書置く也

天正貳拾年九月吉日

秦備前守正次、同名采女等の没落は天正十三年小早川隆景の侵入した時で、其子孫早川にも残り居る由を記してある。

秦氏の系圖の事に就いて京のはせ川に氏寺が有ると云ひこれをうじ川かとしてあるのは誤解らし。

秦氏の總家は京の太秦に根據があつて其の廣隆寺が氏寺であることは前に述べた。當地にも飯

岡村に半田と云ふ地名が残つてゐるが、徳川時代には半田村として一村をなしてゐた。

元祿四年大生院村庄屋高橋家の覺書に四國通路の事を記し、半田村を秦村とも書いてゐるから半田はハダの假字であらう。それからこの半田、大生院地方を流れて室川に合する川をウヅキ川と呼び渦井と當てゝゐるがこれも恐らく秦氏の根據太秦ウヅキのウヅより來つたものでなからうか。

京都の太秦には秦の酒公を祀つた大酒神社がある。そして上下賀茂社を初め松尾稻荷等が秦氏の氏神であると前に述べたが秦氏と賀茂氏とは、秦本系帳其他によると古くから氏神關係で結び附いて居た様である。當地にも賀茂郷に賀茂氏が居つて伊會乃神社とは離る可からざる關係があり、この賀茂氏と秦氏にも同様の緣故があるらしいが詳しい事は必要が無いから省略する。

尙今秦氏を稱するものが大生院村地方には相當に残つて居る。それから太秦公忌寸濱刀自女に賜はつた神野宿禰の姓を傳へた子孫としては明らかで無いが神野と書いてわざ／＼ジンノと訓まして居る一族があるが其系圖が杜撰で秦氏との關係を明かにすることが出来ないけれども恐らく神野郡の舊名に縁ある氏であらう。

(五) 正法寺は秦氏の創立

以上數項に亘つて秦氏と正法寺との關係を述べたが、要するに奈良朝以來正法寺の所在たる半田、大生院地方には秦氏の根據があつて、延暦中神野親王の乳母であつた神野の如きも、この地の出身であつた。この秦氏と賀茂郷を本居とした賀茂氏との關係は明らかで無いが賀茂氏の方は正法寺と同様の關係を認められるのである。尙正法寺の創立については、開基上仙菩薩との關係につき次に詳しく述べることにする。

第三章 正法寺の開基と上仙菩薩

(一) 寂仙菩薩

正法寺の開基は、寺傳に常仙菩薩と傳へられて居るが常仙の假字は恐らく上仙の誤りと思ふ。原來この上仙は文德實錄によると灼然といふ高僧の弟子と傳へられてゐるが、日本靈異記にはこれを寂仙に作り寂仙は灼然に當るらしく解せられる。即ちこの上仙菩薩の傳説は地方人の口碑に傳へられずして中央の記録に残つて居る傳説であるから其間に多少の錯誤があるらしい。

今試みに日本靈異記の寂仙から其所傳を此處に引用して簡単に説明を加へることにしよう。

(日本國現報善惡靈異記)

智行並具禪師重得二人身生國皇之子

緣第二卅九

伊與國神野郡郷内_ニ有_レ山號_ニ石槌山_一是即彼山有_ニ石槌神_一之名也。其山高卒而凡夫不_レ得_ニ登到_一仕_ニ淨行_一人身登到而居住。昔諾樂宮、廿五年治天下、勝實應眞聖武大上天皇之御世又同宮九年治天下帝姬阿陪天皇御世彼山有_ニ淨行禪師_一而修行其名爲_ニ寂仙_一其時世人道俗貴_ニ彼淨行_一故美_ニ稱_一弁_ニ帝姬天皇御世於_下九年寶字二年歲次_ニ戊戌年_一寂仙禪師臨_ニ命終_一日而留_ニ錄文_一授_ニ弟子_一告_レ之而言自_ニ我命終以後_一歷_ニ廿八年之間_一生_ニ國王之子_一名爲_ニ神野_一是以當_レ知_ニ我寂仙_一矣然歷_ニ廿八年_一而平安宮治_ニ天下_一山部天皇御世延曆五年歲次_ニ丙寅_一年則生_ニ於山部天皇皇_一其名爲_ニ神野親王_一今平安宮統十四介了治_ニ天下_一賀美能天皇是也。

この日本靈異記は弘仁末年大和藥師寺の僧景戒の作で寂仙の後身といふ嵯峨天皇が未だ御在位中の記述であるが、寂仙の化去した天平寶字二年より約六十年許り後に當る。文德實錄は元慶二二年右大臣藤原基經の撰上で尙これよりもまだ六十餘年許り後代の記録である。

この靈異記で面白いことは、これに初めて石鎚山といふ山の名が見えて居ることと其山名の由来を記して石槌神が坐すからの名であるとして居ることである。

石鎚山については次章に述べるが當時石鎚山とは神野郡の郷内にある高山を指して居ることに注意を惹く。諸樂宮廿五年治天下勝寶應神聖武大上天皇とは聖武天皇を指し天皇は神龜元年より天平二十年まで廿五年間奈良宮に御在位、翌天平感寶元年位を孝謙天皇に譲り大上天皇となられたから斯く申したのである。即ち寂仙は聖武天皇御在位中の人であつて帝姫天皇御世とは次の女帝孝謙天皇を指し寶字二年は其の御即位十年目に當るが歳次戊戌は天平寶字二年の干支に相當し寂仙は孝謙天皇の天平寶字二年に化去したることになつてゐる。平安宮後天下山部天皇御世は桓武天皇を指し賀美能天皇は即ち嵯峨天皇の事である。今平安宮より下五字は衍字があつて読み難いが十四といふ數字が見える。嵯峨天皇は弘仁元年から十四年まで總て十四年間御在位であるから恐らく今平安宮統十四年治天下とでも讀むべきものであらう。果して然らばこの日本靈異記は弘仁年中の作と傳へてあるが翌天長元年(淳和天皇)以後の作と見るのが正しいやうである。何れにしても嵯峨天皇の御在世中に書かれた天皇の前身に關する傳説であるから當時寂仙の事は有名であつたのであらう。

次には文德實錄嘉祥三年嵯峨天皇の皇后橘夫人崩御の條に見ゆる上仙菩薩と橘姫との傳説を用いて参考に供しやう。

(二) 上仙菩薩

文德實錄は前にも述べた通り日本靈異記より約六十年許り後れた元慶二年に撰上した記録であるがこの方には其嵯峨天皇に生れ變つたのは灼然といふ高僧の弟子上仙となつて居る。

(文德實錄) 嘉祥三年五月壬午條

「故老相傳伊豫國神野郡、昔有高僧一名灼然、稱爲聖人、有二弟子一名上仙、住止山頂、精進練行過於灼然、諸鬼神等皆隨願指、上仙嘗從容語所親檀越云、我本在二人間、有同天子之尊、多受快樂、爾時作是一念、我當下來世、得作天子、我今出家常治禪窟、雖遣餘習、氣分猶殘。

我如爲天子、必以郡名爲名字、其年上仙命終、先是郡下橘里有孤獨姥、號橘姫、傾盡家產供養、上仙化去之後、姫得審問、泣涕橫流云、吾與和尚、久爲檀越、願在來世、俱會一處、得相親近、俄而姫亦命終、其後未幾天皇誕生、有乳母姓神野、先朝之制、每皇子生、以乳

母姓爲之名焉。故以三神野爲三天皇諱、後以三郡名同三天皇諱、改三名新居、后時夫人號三橋夫人、所謂天皇之前身上仙是也、橋姫之後夫人是也。」

それでこの文德實錄の記事を日本靈異記に比較してみると靈異記の寂仙は命終るに臨むで弟子に録文を留めて遺言したとあり、寂仙と灼然とは音がよく似て居つてどうも靈異記は師匠と弟子とを取違へて居るのでは無いかとも疑はれるが記事の體裁は靈異記の方が確然としてゐて年號まで明記し殊に僧侶の作であるから名前なども正しく書いてあるものと信ぜられる。然るに文德實錄は靈異記よりも尙六十年許り後れた頃の記録であり事實が著しく傳説化し靈異記には未だ見えぬない橋姫と橋夫人の傳説が加はつて居る。それ故この文德實錄の上仙は前神寺や横峰寺の縁起にいふ石仙と同じ筆法の俗稱で實は靈異記の寂仙を灼然と其弟子上仙と二人の様に傳へてゐるのではあるまいか。

即ち上仙といふのは高僧灼然或は寂仙の俗稱で石仙又は法仙、峰仙等いふに等しく實は同一人のことであつたかも知れないとも解釋が出来るのである。

それは何れにしても傳説の骨子は昔神野郡に寂仙或は上仙といふ淨行の禪師があつて石土山といふ高山に住止し精進練行をしてゐたが其平生の豫言通り天皇の子に生れ變つたといふに歸する

のである。而してそれが賀美能親王で後に嵯峨天皇となられし方であるといふのである。

この傳説を生じた原因は無論當時一般に信ぜられてゐた佛教の轉生説にあるけれども直接の動機は別章にも説明した如く神野といふ郡名が嵯峨天皇の御諱名賀美能に一致してゐるといふことと天皇の御生れになつた時神野といふ乳母がゐるて其姓をとつて賀美能親王と名づけたといふこと又其乳母神野が神野郡の出身で秦氏であつたこと、秦氏は秦始皇帝の後裔と稱せられ王者の流れであること、それに寂仙或は上仙が乳母神野と同じく秦氏の出で前生天子の尊貴に同じきものがあつたといふこと等が互に關聯してこの傳説を生むだものであらうと思はれる。

上仙の俗縁即ち其出身に就ては何等知る處が無いがこの文德實錄によると自ら稱して前生人間に在りて天子の尊貴に同じきもの有り多く快樂を受けた云々、と云ふて居る處から見るとこれは獨り佛教の轉生思想から來た妄信とのみは稱し難く實際上仙は秦氏の如き王者の流と信じてゐる氏族の出身であつて自然前生斯ういふものであつたと信じて居つたからであらうと推測する。従つて來生天子となることを得むとか我若し天子とならば必ず郡名を以て名字となさむ等の語が出たのであらうと思ふが其裏面には神野なる郡名を以て名字としてゐる乳母神野との同族關係が必然的に觀取されるのである。而しこれ素より一個の推測であつて上仙菩薩の出身については知る

處がないのである。

(三) 石仙菩薩

日本靈異記や文徳實録は何れも平安朝初期の文獻であつて寂仙や上仙に關する傳説を記録したものとては最も古いものである。處が横峰寺や前神寺の縁起には石仙菩薩の開基といふことが傳へられて居る。この傳説も相當に古くからあつて前神寺文書によると元文四年五月同寺の住侶宥雄が石鉄山神祠の傍に一祠があつて其神祠の祭器を點檢した處が迦葉尊者の像に似た僧形を畫いた小版二片を得たが其偏書に「石仙大菩薩像、文明六年甲午六月吉日沙門良眞」と識してあるのを得たと書いてある。

沙門良眞は「俗稱長井氏越智郡朝倉郷の住人長井彈正忠之息男」と文明九年三月同寺寶殿扉の銘にあつて文明當時の別當であるから、この宥雄の記事は確實と信ぜられる。

即ち石仙菩薩に對する信仰は既に四百五十年前なる足利室町時代から見えて居るのである。横峰寺にも石仙上人の木像と稱するものがあつて可なり名作である。而して徳川時代に行はれた石鉄山禮文といふものを見るに必ず石仙大菩薩の名を列してゐるから石仙は永らく石土山の

開基として信ぜられて來たのである。

横峰寺は一説に天正年中、天河寺を此處へ移して横峰寺と改稱したものとあるが、其天河寺も亦石仙道人の開基で二世を光定といふて居る。

天河寺は今廢寺となつて、其創立年代を確めることは困難であるが、興國三年細川頼春が伊豫へ侵入した時、天河寺の麓大保木といふ處に陣を張る云々、と豫章記にあるのが古いもので、南北朝の初頃から文獻に見えてゐるから、其位置から云ふても瓶ヶ森石鎚山等との地形的關係から見ても、修驗道が發達して賀茂川上流の分水嶺にある高山を對象として修驗行者の定住者が集る様になつた、平安朝の末期以後には最早存在して居つたものと思はれる。即ち石土山關係の寺とし修驗行者の道場としては最も古い歴史を持つた寺であると認められるが、其の最も榮えた時代は石土權現が瓶ヶ森に在つた鎌倉時代以後と見ねばならない。これ等の沿革に就ては尙別に述べるが其天河寺の開基に石仙上人と稱して寂仙又は上仙の名は毫も傳はつてゐないのは如何なる理由であらうか。

天河寺二世といふ光定は俗姓贅氏風早郡の人で、大同の初め頃京都に出て叡山に登つて延暦寺の最澄に師事し嵯峨天皇の寵命を蒙り承和五年傳燈大法師に叙せられ天安二年八月歳八十を以

て卒した人である。光定が叡山山中に淨行してゐる時嵯峨天皇其の資用絶乏なるを聞召しこれに乞食袋を賜ふたといふことは有名な話であるが、この山中を、横峰寺山中等解釋してゐる向もあるが、これは誤解である。光定が風早郡の出身たる所以で天河寺其他の石土山關係の寺に於ては石仙菩薩の次に光定を列して縁起とするのである。

されば天河寺、横峰寺、前神寺等で傳ふる石仙菩薩は即ち日本靈異記の寂仙、文德實錄の上仙に相當し、石土山を開いたといふ意味で寂仙寂然等を石仙、菩薩とから當てたのであらう。

(四) 上仙菩薩と正法寺の開基

以上説明した如く寂仙、灼然、石仙、等思ひ／＼の名を以て傳へられてゐるけれども其歴史的に實在した石鎚山の開基者であることは疑の無いことであるが、其上仙が果してこの附近の寺院をどれもこれも開基したであらうか。暫く此の問題について考へて見たい。

前述の如く、寂仙又は上仙が石鎚山で修行をしてゐたといふ聖武天皇の頃に存在し、若くは當時に創立したといふ確證のある寺院は神野郡附近に於ては先づ第一に指を小松北川の法安寺（一に保に作る）に屈せねばならぬ。

而して其次は大生院村の正法寺であることは再び繰返す必要が無いのである。奈良朝當時に於ける伽藍の位置は總て平地に在つて決して平安朝以後の如く山間幽谷に寺を建つる様な例を認められない。寺院が山間に位置する様になつたのは、天台眞言の如き、宗教が流行するやうになつて以來である。今天河寺にしても横峰寺前神寺等にしてもこの根本條件に適合してゐない。

奈良朝時代にも草葺の小さい堂宇に佛像を安置した寺が無かつたとは稱し難いが當時寺院と稱すれば尠くとも、中門、金堂、塔、講堂、鼓楼、鐘樓、庫裡等所謂七堂伽藍は完備して無くとも、塔若くは金堂の如き重要な建物は存し、屋蓋は必ず瓦を以て葺かれたものである。故に一寺を創立するには必ず其地に勢力ある檀越の存在を要し、後世の如く高僧の信仰を以て一般の信者より物資を蒐集しそれで寺塔を建てる如きことは出来ないこともあるまいが、稀有である。それで當時の地方の寺院は多く氏寺の性質をもつて居つた。それに大寶令以來僧尼令といふものがあつて何れの寺院にも屬してゐない僧尼といふものは無い筈であつて文德實錄によると上仙の師灼然は高僧と記し又稱して聖人となすとあり靈異記に寂仙を以て菩薩といふてある以上先づ考ふべきことは、これ等の僧侶の所屬してゐた寺院は何處であつたかの問題であるが、これに付てはこの地方で最古にして奈良朝時代に於ける信仰の中心であつた小松北川の法安寺址に當然指を屈

しなければならぬ。即ち上仙の師事した灼然といふ高僧は恐らく法安寺に住した當時の名僧と見るのが最も穩當である。かう解釋して始めて其弟子の上仙に家産を傾け盡して供養して居つたといふ橘里の橘姫が灼然、上仙の檀越であつた意味が明になるのである。

法安寺址は後世周敷郡の境域に屬してゐるが附近に於ける奈良朝以前の文化の中心を示す古墳の分布と云ひ地形上の關係と云ひ立花郷と離れ難き關係がある。

當時に於ては恐らく自然的の境界中山川を以て周敷神野兩郡を區別してゐたものと思ふが兎も角佛教の最盛時に達した聖武天皇の天平頃の地方的文化の中心は法安寺の建てられた立花郷附近に在つたと解して誤りが無いのである。それで高僧灼然の所屬といふことは先づ決定したが、次に其弟子上仙はどうかといふに其師灼然の法安寺に屬して修行したことは勿論であらうが前にも一言した如く自ら稱して前世天子の尊貴に同じかつたといふのであるから神野郡を本居とした王者の流と見るべきである。

それで當時神野郡内に本居を有する貴族を指摘すると先づ第一に賀茂郷を本居とした賀茂氏がある。賀茂氏は天平寶字二年三月賀茂直馬主等が賀茂伊豫朝臣の姓を賜はり次で神護景雲二年四月同族賀茂直人主等四人に姓を伊豫賀茂朝臣と賜はつて居る朝臣は眞人の次に位する貴姓でこの

地方に於ける唯一の名族とせねばならぬ。

次には延暦十年正月神野宿禰の姓を賜ふた太秦公忌寸濱刀自女等の一族秦氏が居り濱刀自女は上仙の生れ變りといふ嵯峨天皇の乳母でこの傳説を生じたいろくの關係から見ても上仙と何か血族的の緣故は無かつたかと疑はれるのである。それに秦氏は秦川勝以來聖德太子と緣故があつて太秦うづまさの廣隆寺を以て其氏寺となし早くから佛教の興隆には關係の深い家系である。

神野郡内に於ける秦氏の本居は賀茂氏の賀茂郷に隣した島山郷の半田大生院地方でこの地は天平十九年二月勘録の法隆寺資財帳に見えた神野郡庄倉一處の所在と考へられるから此處に正法寺址の如き奈良朝時代から法安寺に次ぐ古い寺院の存したことは當然であらねばならぬ。

其他豫章記に越智玉澄の兄と稱する新居殿といふのがあつて其頃橘長者清正といふ者當國司として下向し、それと契約して姓を橘と改め其子孫に新居橘氏がある如く傳へて居るが玉澄等の奈良朝時代に橘氏にして當國司として下向した者は國史に所見がない。

尙降つて平安朝の中期以降に至つて初めて橘氏の國司を二三見ることが出来るが其の橘長者清正とは恐らく橘里の橘姫が橘夫人に生れ變つたと傳ふる橘夫人の父橘朝臣清友を指していふたらしい。けれども清友は三十二歳内舍人で薨じた人で嵯峨天皇の皇后となりし橘夫人の父なるを以

て太政大臣を贈られたが其父は即ち奈良鷹で君側を清めんとして反を謀り誅せられた人である。要するに其の新居橋氏の出身は橋郷を本居とせる新居の一族が居地により新居の橋氏を稱したるを強ひて橋諸兄公の橋氏に附會した俗説に過ぎない。要するに上仙の出身といふものは不明であるが、當時神野郡には賀茂氏、太秦秦氏の如き氏族が居つたが上仙は恐らく秦氏に關係あるものと信するのである。

そして法安寺に灼然が居りこれは賀茂氏關係の氏寺で正法寺は其弟子上仙に縁故深く秦氏の氏寺として創立せられしものならむと想像するのである。尙上仙との關係は次章に譲る。

第四章 石土山と正法寺

(一) 石土山に對する原始の信仰

伊豫の石鎚山と云へば今日では誰知らぬ者も無い四國第一の名山であつて年々この山を指して登山する者は十萬餘を數へる勢であつて其山も上浮穴、周桑、新居三郡の界に聳ゆる四國山脈中の最高峰を指して石鎚山と呼ぶことになつて居るが、これ必ずしも奈良朝以來の歴史であるとは

稱し難いのである。

一體石鎚山といふ名稱の初めて文獻上に見えてゐるのは前に引いた弘仁年中の日本靈異記で、これには「伊豫國神野郡内山號三石鎚山是即彼山有三石槌神之名也」といつてあつて、神野郡の郷内に聳ゆる或る高山を指して居るものには違ひないが、神野郡の郷内には第一笹ヶ峰、寒風山、伊豫富士、瓶ヶ森等の如く土佐と界を接する分水嶺の高山があり尙且、今日石鎚山と呼んでゐる上浮穴、周桑、新居三郡の堺にも高山があつて、靈異記の石土山は果してこれ等の高山中どの山を指してゐるのか容易に決定し難いのである。

されど此處に最も注意を要するのはこの石土山と呼ばれる山名の由來であつて、靈異記には「是即彼山有三石槌神之名也」といふてゐることである。

即ちこの山には石土神が坐すといふ信仰が行はれてゐたのであるが原來この石土神といふのは古事記神代卷に傳ふる古代人の思想では次に説く様に御禊に關係のある神で「其山高峰凡夫不得登到」といふ如き高山の絶頂に坐すべき神では無いのである。

高山崇拜といふことは原始の自然的宗教として何れの民族にもあるが我國の如く地勢が山岳に富むでゐる國では古くから民族的に山岳崇拜の思想が發達してゐた山岳の神としては大山咋神と

か金山毘古神とか或は大山積神といふ如き信仰が先行してゐるべき筈である。然るに靈異記に見えてゐる平安朝初めの信仰では既に原始の山岳崇拜の思想が變化し御禊に關係ある神がこの山上に坐すと信ぜられ「仕三淨行一人登到居住」といふてゐるのである。

(二) 石槌神は御禊の神

石槌神の石槌は「イハツキ」と訓むで、古事記の神代卷によると伊弉諾尊が大八洲の國生みを用意給ひ、大事忍男神以下十柱の神を生むだといふ中に其名が見え石土毘古神と石巢比賣神と二柱に書き別けてある。

而してこの古事記の記録は本居宣長翁の古事記傳に詳しく論じてある様に紀ノ一書によると明らかに錯誤であつて大事忍男神は掃之神泉津事解之男に當り又石土毘古神以下は伊弉諾尊が日向の橋之山門で御禊をせられし時化生した神々に當るのである。

即ち古事記の石土毘古神石巢比賣神二柱は紀ノ一書の盤土命に當り水に入つた時化生した神としてある。そして書記に上筒之男と見ゆる上筒は石土と通じこれ亦同神と解釋されるのである。

石土神は化生の縁機から見ても其性質から見ても古代人の思想として御禊に關係ある神である

から海邊や河下の河原の様な御禊の行はれる場所に坐すべき神である。これを實例から見ても土佐の長岡郡には石土神社があつて此社は承和八年官社に預り、又延喜式神名帳に載せられて居る神社であるが、其祭祀は長岡郡の海邊に近く十市村の八葉禪師寺山から西方五六町の俗に丸山の麓巖窟中に祀られて居る。又石土神と同神で御禊の時に化生した上筒之男以下三神は舟倉の神として攝津の住吉に祀られてゐることは人のよく知る處であらう。

この御禊に關係ある神で海邊や河下に多く祀られてあるべき神がどうして石土山の如き高山の絶頂に坐すとして山名を生むまでに發展し行つたかといふことは研究すべく興味ある問題であらねばならぬ。

(三) 石土神の原祭祀地

從來地方の學者の記したものと見ると異口同音に靈異記に神野郡郷内に石土山があつて石土神が坐すといふ記載に對し延喜式によると土佐に石土神社があるから古くはこの石土山が土佐に屬してゐたのであらうといふてゐる。

然しこの見解は早計である。何となれば土佐の石土神社は長岡郡は新居郡とは境を接してゐな

い。従つて神野郡の郷内にある高山笹ヶ峰、寒風山、伊豫富士、瓶ヶ森、何れを石土山に當てるにしてもこの説は机上の論で實地に適合しない。

これ等の諸高山は皆土佐郡と界を接してゐるから延喜式の石土神社の土佐でも土佐郡にあるといふのであればもと石土山は土佐に屬してゐたのであらうとも云へないことは無いが、殊に其石土神社は長岡郡でも十市村の海邊にあつて地形上甚しく神野郡の高山とは離れてゐる問題にならないのである。それで或學者はもと土佐の長岡郡に祭祀してあつた石土神を何れの時代にか神野郡の高山へ移したものであらうと

この説も一應尤もらしく聞えるが長岡郡の石土神は承和八年に至つて官社に預り延喜式神名帳に載せられた神名であるが、其の神野郡郷内の高山石土神はそれよりもすつと以前の弘仁年間の日本靈異記に見え何れが古いか聊か問題であらねばならぬ。

土佐が式内社たる所以で伊豫の石土神より古いといふことは云へない譯で、或は却つて伊豫より土佐へ移したのかも知れないのである。然し此處に動かす可らざる事實は靈異記の平安朝の初期には石土神の坐すと信ぜられてゐる石土山が伊豫の神野郡の郷内にあつたといふことである吾人はこの事實を根據として石土神の原祭祀地を神野郡内に求むればよい譯であつて初めにもい

ふ如く石土神はもと御禊に關係のある古であるから伊豫にも古くから祀つてあつたとすると必ず最初は海邊に近い位置で其石土山とは地形上からも自然の連絡ある場所に其の原祭祀地を求めねばならないのであるが、これについては次項に詳しく述べることにする。

(四) 石土神と伊曾乃神社の祭神

神野郡の郷内にある土佐長岡郡との分水嶺をなす笹ヶ峰、寒風山、伊豫富士、瓶ヶ森等を始め今の石鏡山の溪谷に發源する河水は合して賀茂川となり神野郡の平地に注ぐ磯野の臺地には古くから鎮座する伊曾乃神社があつて、この社は天平神護元年に神戸十畑を賜はり更に翌二年從四位下に叙し神戸五畑を加へられ爾來昇進して承平中正二位にまで陞り延喜式の大社に列せられた。この社の祭神は神秘として徳川時代には一坐不詳の神があり一坐には天照大神となつて居るがこの天照大神といふ信仰は徳川時代に至つて生じたものである。

それでこの社の祭神について古くからの口碑を考へてみるのに甚だ注意すべき傳説が残つて居る曰く「伊曾乃神と石土神とは原來夫婦神であつて、石土神が山上に鎮座せられし時その妻神である伊曾乃神が其跡を追ふて來たが夫神たる石土神はこれを押し止め、今我の往かむとする處は決

して、妻神めがみなぞの行くべき處ではない。故に暫く此處に止まり玉へ。我もし山上に到り着けば必ず三ツの大石を投げ下すであらう。御身はその石の落付きたる真中程を居處と定めて住み玉ふべし。然らば我は常に汝の處に往き通ふべし」と約し、聽て山上に到り給ひ、其時石土神が投げおろしたといふ大石が今でも尙伊會乃神社の前にある。

そして石土神の投げ下した三ツの石の中央と覺しき處が即ち今伊會乃神の鎮まり坐す處であると土人は古くから語り傳へてゐる。この傳説には見遁し難き石土神との關係がよく暗示されて居るのである。最初に述べし如く古事記に傳ふる古代人の思想として石土毘古神と石巢比賣神とは男女若くは夫婦神であるが時としてはこれを紀ノ一書の如く盤土神一柱で表はしてゐることもある。

それで三ツの大石を投げて其真中程を御身の居處と定めよといふことはいろ／＼の意味が觀取されるが、三ツのうち中庸を選ぶといふことは古代からの信仰で伊弉諾尊が御禊をせられし時にも上ツ瀬、中ツ瀬、石ツ瀬の三ツのうち、中津瀬を選んで御禊をせられたとあり、又三ツの石は御禊の三神、上筒之男、中筒之男、底筒之男、或は石土命、底土命、赤土命の三ツに當てるもよいのであつて石土神が御禊に關係ある神として當然附隨する神話である。

而して妻神伊會乃神が石土神の跡を追ふたといふことは夫石土神のみが原祭祀地を離れて石土山上に移つたことを意味し石土神がもと／＼伊會乃臺地の如き海邊に近く祀られて居つた時代のあることを暗示してゐるのである。

それに地形上から考察しても伊會乃臺地は笹ヶ峰、瓶ヶ森、石鎚の三高山の溪谷より流下する賀茂川の平野に注ぐ地點にあつて原始時代から神秘的な分水嶺の諸高山を對象として此處に神社の存在することは極めて自然的であつて石土神はもと御禊に關係ある伊會乃の祭神として祀られてゐたのが、信仰の發展に伴ひ賀茂川に沿ふて其水源を養ふ高山に坐す神として信ぜられる様に移り行つたのであらう。それで靈異記にも淨行に仕ふる人のみが登り到つて居住するといふであつて石土神に對するこの神仰は未だ御禊の神としての性質を全く失ふてゐないやうである。昭和の今日に至つても登拜者は必ず一七日の水行(潮垢離又は水垢離の名において)水浴を慣行して居り白熱信者の九分九厘まで漁村の人達であることも面白い事實ではないか。

(五) 日本靈異記の石土山と笹ヶ峰

前項に於て石土神の原祭祀地は伊會乃神社と離る可からざる關係があることを指摘したが、こ

の推測にして果して誤りが無いものとせば、靈異記にいふ石土山は賀茂川の溪流に沿ふて遡つた分水嶺の高山と見る可きもの、様に考へる。

それでこの川上に位置する豫土の境の高山について調べてみると今日の石鎚山は信仰の歴史が比較的新しい様であるが、瓶ヶ森は俗に古権現とも稱して今の石鎚山が修験者の行場となる以前に瓶ヶ森が行場として榮えた時代が相當に永かつたらしい。「西條志」の記する處によると其頂上には所謂氷見二千石と稱する高原的の笹原があつて、其處には角力場、宮床、八郎次池、ゑす場等の小字が残つてゐるさうである。山中の行場で入峰中の行事として角力をとる習慣は大峰や金峰山でも行はれたのである。ゑす場の意味は不明で西條志に繪馬堂などの跡ではあるまいかといふてゐるが、峰中の行事の一つとして角力と相並んで行はれた延年と稱する舞踊がある。延年と延壽とは相通するから或はこの呪術的の舞踊をした場所とでもいふ意味かも知れない。

八郎次池は小さい水溜りであるが今宮道に今でも今宮八郎兵衛といふ先達の家があるがこの今宮八郎に縁みのある池であらうか。宮床は石鎚権現の宮床であつて瓶ヶ森には石鎚権現の祀られてあつたことを意味するものである。

瓶ヶ森頂上の遺跡は天河寺關係のものとするべきで平安朝末期以來修験道の發達に伴ふてこの

山中の行場に集まる諸國の修験者の定住や關係の寺坊が出来る様になつた。即ち定住山坂中寺は定住の宿坊の發達したもので、龍王山天河寺は瓶ヶ森が石鎚権現として榮えし時代の別當寺であることはいふまでも無いのである。

この瓶ヶ森に次いで賀茂川支流の分水嶺の高山は笹ヶ峰である。修験道の發達に伴ふてこの賀茂川に沿ふた上流の高山は土佐側からも、伊豫の方からも登山者が年々絶えなかつたらしい。

笹ヶ峰の頂上にも石鎚権現が祀つてある。そして小さい窪地の水溜りなどもあつて其中に瓶ヶ埋めてある。行者が雨乞に登つた時この瓶の中に天水と海水とを交換して持歸る習慣になつてゐる。石土神はもと御禊の神であるが何時とはなく其の神性を變じて祈雨の神となり海水で御禊をした時代の信仰で海水を持つて行くと其代りに天水を賜はるといふ信仰の反對として見る時はこの習慣はよく石土神の原始の信仰を傳へてゐるのである。

笹ヶ峰に登山するには賀茂川の支流に沿ふて千町山から吉居を経て頂上に達する途もあるが、中世以降は大生院村の大野山から、杳掛を経て登るのが正路であつた。それで大野山から笹ヶ峰通りへかけて遺跡が數々ある。即ち寺床、杖立(大門跡といふ)等は笹ヶ峰の石鎚権現關係の遺跡である。

小松邑誌によると、往生院正法寺は往古石鎚権現笹ヶ峰に坐せし時の別當であるといふてゐるが、この笹ヶ峰が日本靈異記に見ゆる時代の石土山であると断定するには餘りに資料が乏しく、尙研究の餘地があるのである。而し別章にも述べた如く寂仙或は上仙の奈良朝時代にこの地方で現在した寺としては小松北川の法安寺址と此の正法寺址とより外には無いのであるから正法寺の寺傳に上仙の開基といふことは比較的事實に近い傳説と見ねばならない。而して其師灼然の所屬した寺が法安寺であつたとしたら上仙も亦法安寺に縁故のあることは勿論であるが秦氏の氏寺である正法寺とも密接の關係があるので賀茂川支流の分水嶺であり且つ正法寺前方の過井川に沿ふて大野山から登攀するこの笹ヶ峰の如きは、上仙が文德實錄に「止住山頂精進練行過於灼然」とあるものに相當するらしく地形上から考察して其の可能性を認めるのである。古老の口碑に石鎚権現は笹ヶ峰から瓶ヶ森へと西方の高山へ移り去つたといふことを傳へてゐるが修驗道の發達につれて賀茂川に沿ふた山中が開け天河寺其他關係の寺なども出来るに従つて修驗者の行場としての中心が次第に平地の寺から山中へ移り從て信仰の對象としてゐる高山も笹ヶ峰、瓶ヶ森、石鎚といふ様に分水嶺の最高峰にまで發展したのであらうと概観する。

第五章 正法寺の沿革概要

(一) 大和法隆寺の神野郡庄倉

正法寺の創立開基等に關しては前章に詳細之を説述したから本章に於ては其沿革について概要を記することにしやう。然し沿革といふも當寺は天正兵亂以來記録古文書等一切焼亡して其詳細を知ることが出来ないから正法寺に關係ある概括的の叙述に止め餘は他日の研究に待つこととしたい。

さて正法寺が奈良朝時代末に於ける唯一の古刹であることは既に繰返して説明したが其他に寺院の創立せらるゝについては何かの緣故があるのである。殊にこの地は聖德太子とは最も御緣故の深い秦ノ造川勝の創立した太秦の廣隆寺を氏寺とした太秦の秦氏一族に關係ある地で嵯峨天皇の御乳母太秦公忌寸濱刀自女に神野宿禰の姓を賜はつたことはこれを裏書して餘りがあるのである。

處が天平十九年二月勘録大和法隆寺の伽藍流記資財帳によると伊豫には左の通り其の庄倉がある。合計十四ヶ處

- 神野郡 一處。
- 風速郡 二處。
- 和氣郡 二處。
- 溫泉郡 二處。
- 浮穴郡 一處。
- 伊余郡 四處。
- 骨奈島 一處。

忽那島は今日の中島(溫泉郡)をいふ。神野郡はいふ迄もなく大同四年改めて新居郡となつた當郡のことで伊豫の十四ヶ處の中十三ヶ處は残らず風速郡より以西道後地方にあるのに一ヶ處は飛び離れて神野郡にあるといふことは當地の土地を法隆寺へ寄附した氏族と聖德太子なり法隆寺なりとの間に親縁あることを豫想せられ聖德太子の道後行啓が遠因をなしてゐるが兎も角興味ある事實である。

この所領には庄倉一處とあるから倉庫があつて稻其他を收納し又家屋も附屬してゐて法隆寺から堂として僧官も派遣せられてゐたらうし自然かういふ法隆寺縁故の地が發達して其處に佛舎が開かれるといふことはあり得ることである。正法寺が直接この法隆寺の庄倉と關係が無いにしても奈良朝時代に創立せられた裏面に聖德太子の御學問寺として創立せられし法隆寺の所領を此地に置かれてあつたといふことがこの地方の佛教發達に尠からず影響をもつてゐたであらう。

(二) 太秦の秦氏と氏寺

秦川勝が聖德太子より彌勒像を賜はつて創立した蜂國寺は即ち太秦の廣隆寺まで秦一族の氏寺であるがこの秦氏の一族にして孝謙天皇の天平神護二年秦毘登淨足等十一人に姓を安部小殿朝臣と賜はつたが當時この神野郡に上仙といふ高僧があつて石土山上で練行をしてゐたが天平寶字二年に遷化して二十八年の後桓武天皇の延暦五年賀美能親王に生れ變つたといふ傳説については前章に詳しく述べた。此の時姓神野といふ乳母があつて當郡の出身で其姓賀美能によつて神野親王と申したがこれ嵯峨天皇である。

而してこの神野は天平神護二年記に見ゆる秦毘登淨足と同じく秦氏で本姓太秦公忌寸濱刀自女といふたが延暦十年正月神野宿禰の姓を賜はつた。正法寺は實にこの秦氏と離る可らざる關係があつて恐らく其氏寺として創立せられしものであつたらう。寺傳には當時石土山を開いた上仙菩薩の開基として古くから言傳へて居る。

(三) 嵯峨天皇と御縁故の寺址

嵯峨天皇は桓武第二の皇子で御母は贈大皇太后藤原乙牟深、延暦五年山城長岡宮に御誕生大同四年四月平城天皇の讓位を受けて即位、弘化十四年四月位を皇太弟(淳和天皇)に譲り仁明天皇承和九年七月十五日壽五十七を以て御崩御になつた。皇后は橘嘉智子夫人で後檀林皇后とも申し上げる。御父は贈太政大臣橘朝臣清友、天皇と同年延暦五年の御生れで大同四年六月夫人となり弘仁六年七月皇后となる。仁明天皇嘉祥三年三月皇子仁明天皇崩御するや剃髮して尼となり同年五月壽六十五を以て御崩御になつた。皇后は篤く佛教を信じ曾て檀林寺尼寺を建て又弟右大臣橘氏公と議し學館院を起し子弟を教習せしめられた。

傳説に神野郡橘里に橘姫といふのがあつて上仙菩薩に歸依し厚くこれを供養してゐたが死後この嵯峨天皇の皇后橘夫人に生れ變つたと傳へ又上仙は天皇の前身である云々といふことは前章に詳しく説述したが嵯峨天皇の御誕生に際し乳母神野といふのがあつて其姓を以て天皇の諱としたが大同年御即位に當り神野郡と同じきを以て改めて新居郡とした。

正法寺は乳母神野等秦氏一族の氏寺であつたらしく嵯峨天皇とは斯くの如く最も御深縁ある寺

である。又皇后橘夫人も佛教に篤く歸依し給ひ自ら檀林尼寺を御創めになつた位であるにより天皇に生れ變つたといふ上仙菩薩及乳母神野に縁の深い正法寺に對し間接には御援護あつたこと、思はれるが資料缺けてこれを詳にすることが出来ない。

(四) 新居氏一族の蕃延

嵯峨天皇頃の人と傳へられる越智氏の一族に浮穴館爲世と稱する人がある。其四男の浮穴四郎太夫秀成はこれ新居氏一族の先祖で其子爲成は越智郡拜志郷に移つて拜志氏を稱するが其長子成俊は新居郡に移つて新居太夫といふ。これ即ち新居氏の祖であつて其子源新居を以て氏とした。其子成實は島山郷に居つて島山氏を稱し其子吉實孫實親等を経て孝實及其弟實連に至るまでは皆鎌倉時代以前の人であつて主として新居島山郷地方に根據を有した。この新居氏一族が越智氏の總氏神たる越智郡三島神(大山積神社)を新居郡に分靈したのが金子村の一宮神社である。そして當時には本地跡神佛習合の思想が完成してゐたから神社には供僧があつて神社に附屬した神宮寺といふものを多く創設した金子村高木の河内寺は恐らく一宮神社の神宮寺であらう。この寺址から發見される瓦當は平安中期以降のもので新居氏が氏寺として創建したものと認められるのであ

る。

この頃から一方修験道といふものも發達して修験又は山伏といふ社會的階級を生じ吉野の金峰大峰等が從行者(小角)を開祖とするこの修験の行場として段々勢力を得るに従つて諸國の御嶽にも行者が集まり石土山などもこの時代から山中に定住の修験者が集まる行場が出来て天河寺などはその關係から創立せられたものである。

此の間に於ける正法寺と石土山との關係は史料が缺けて詳らかでないが賀茂郷を本居とした賀茂氏や秦氏の勢力はだん／＼衰頽して所謂庄園時代となり新居一族の如き所在に名田を開き鎌倉時代となると新居、西條庄といふものが見えてくる。

(五) 新居西條庄

新居郡には平安朝末期に東大寺の所領が六十餘町歩と鹽山が五百何十町歩あつたとか東大寺要録に見えてゐるがこれは寺領で私有地である鎌倉時代の初めに新居西條庄は將軍實朝から河野通信に賜はつたとか建保三年の河野文書に見える。然し通信は承久三年後鳥羽上の御方にして國へ歸つて一族親近百二十五人を率いて高繩山に立籠つたが戦に敗れ奥州平泉へ流され北條氏の爲に

所領は残らず沒收された。

新居庄は文永八年將軍實朝の後室本覺尼から遍照心院(大通寺)に寄附した。西條庄の方は元應二年八月相模覺圓寺領として殺生禁斷を命じてゐるから其一部は覺圓寺領であつたらしい。鎌倉時代に於ける伊豫の神社、佛閣の免田注記が(建長七年十月田所注記)あるがこれによると寺田は五十三町二段六十歩で國分寺の十町二段を最とし法華寺、八幡三昧堂、佐禮寺、道雲寺、儀安寺以下其他の寺十四ヶ寺に法嚴寺の一段を最少として二十ヶ所の寺田があつた。小松北川法安寺には寺田が七段三百五十歩あつて其他の寺名で今日不明のものが多し。尙この外に講經供料田が百八十六町三段百二十歩あるが細別は煩はしいから省略する。

この免田注記の中に正法寺といふ寺名は見えてゐないが當時何と稱してゐたか全く不明である。南北朝時代の初め元弘建武の條には新居西條庄の内得重、得恒、福武、稻滿四ヶ村は相模覺圓寺領として建武元年八月後醍醐天皇の綸旨を以て所領を安緒せしめて居る。この四ヶ村の中今日地各として福武が残つてゐる。外小字として大生院村の内に得恒といふ名田が残つてゐる得恒は正法寺附近銀杏木と稱してゐる地方の保ノ支であるが當時は最少し廣く附近一帯を得恒と稱したらしい。勿得重得恒等皆名田の名であるから同名の地名は諸所にあるが新居西條庄の内の得恒名

田は正法寺の所在であるから當時覺園寺の所領に歸してゐたらしいのである。而して西條庄は建武三年足利尊氏から紀州熊野新宮の衆徒に寄附し熊野領となつた。熊野は寛治年間白河法皇の御幸があつて御先達となつた一乗寺の増譽を熊野三山の檢校に補せられ後増譽は園城寺の長吏となつたので其後三山の檢校は常に三井寺の長吏を繼承することとなり益々勢力を得、白河法皇は七度後白河院は二十一度熊野に御幸があつて公卿士族の年詣や山伏行者の入山は年と共に増加したそれで證誠殿の外に一萬、十萬、若王子、兒宮、子守宮、禪師宮、聖宮、勸請十五所などいふ十二所權現の寶殿が營まれそして一山常住の行人や先達は勿論諸國から來集する山伏までが熊野の檢校別當の統轄を受くることとなり、早くから天台の系統を引いてゐた熊野は一方では役小角に對する一般の信仰になり乍ら又特に三井寺の開山智證大師(丹珍)を修驗山伏の祖と仰ぎこれを役行者の正系と認めるやうになつた。そして熊野から大峰金峰山にぬける修業が盛になり行尊僧正の大峰修行は最も有名であるが行尊は増譽の後を受けて永久四年園城寺の長吏と熊野三山の檢校を繼いで其後また延曆寺の座主となつた。斯くして大峰は熊野三山の奥の院の如く見做され熊野の發心門から大峰へ入るのを順峰と稱し大峰から熊野へ出るのを逆峰といつた。

この觀念は鎌倉時代から發生してゐたがこの時代には大峰を中心として眞言修驗と天台修驗とが明に對立してゐた。

そして南北朝の初に西條庄が熊野新宮領となつた影響としてこの地方の石土山關係の寺に天台系なる熊野修驗の信仰が著しく見え兒宮、子守宮、禪師宮、聖宮など所謂十二所權現を勸請したものが多し。徳川時代の石鉄山請文を見ると南無禪子御子、南無子守大明神、南無稚兒大明神などの句が列擧してある。西條庄が熊野新宮領として其領地に若王子の勸請されたものが即ち今日の王至森寺である。王至森は若王子權現の森といふことで王子を王至と書きかへりいろ／＼天皇に關係ある縁起を作つてゐるがこれは勿論附會である。

(六) 細川氏と新居、宇摩二郡

南北朝時代の中頃以來新居、宇摩二郡は細川氏の所領に歸した。康暦元年十一月河野讚岐守通堯が桑村郡佐々久山で細川頼之の爲に收死し其遺子龜王丸(後伊豫守通義)と鬼王丸(後對馬守通之)と名乗り此時以來二郡を以て細川氏の所領に讓つた。神戸村保國寺の文書によると寺領の安緒、住職の補任等皆細川氏より代々これを安緒せしめてゐるのである。文明九年前神寺文書の藏王權現實殿扉の銘書にある敬白文に大檀那として筆頭に細川勝久が署名して居る。これに奏職吉

辰若といふ秦氏が署名してゐることは前に述べた。即ち南北朝以來は正法寺の如きも細川家の所管に歸しこの時代から細川氏の代官に石川入道(康應元年)石川信濃守(文明年中)などの名が保國寺文書に見えてくるが、足利末世にはこの石川家が新居郡高外木城主として此の地方の旗頭となり金子城主には金子備後守元家などがあつて勢力を振ふが天正十三年豊臣秀吉の南征に當り小早川隆景の軍が當地に侵入し一城修理亮の生子山城以下没落し高外木城の石川備中守等また野々市原に討死し附屬の諸城悉く没落し次で道後湯川の當主河野通直は隆景の軍門に降り河野家の滅亡となつた。この際正法寺の如きも堂塔古文書等悉く焼亡し奈良朝以來の沿革は擧げて知る可らざるに至つたのである。

(七) 徳川時代の再興と正法寺歴代

徳川時代に於ける正法寺の沿革としては比較的よく判明して居る。小松邑誌によると正法寺は往古石鎚山の別當にして寺は今の寺の前道の下に在り今は其他の田字を往生と云又鐘つき堂と云へる田字も有り本此寺の院號を取て村名とす。何時の頃よりか往生を忘れて大生と書改む。當院往古の仕成傳はり年々阿州石鉄山系詣人は來て先達を頼みしが文化年中西條の實相院と云へる修

驗へ先達を譲りしと云ふと見え又正法寺の鎮守石鉄權現、靈王權現、藥師如來等のことを記し次に大門杖立とし土佐山笹ヶ峰の通り深山に在り往古石鉄山權現笹ヶ峰に坐しませし時大門の有りし處なりといふ。其頃は正法寺別當なりし故山號を石鉄山と云へる由と書いてある。

尙ほ明治三年十二月往生院村庄屋高橋家の書出しに、正法寺境内に祀れる鎮守石鉄權現の條に「往古大野山奥に石鉄山行場御座候處參詣仕來申候得共天正年中の頃より相續申候由に御座候今次所々古跡御座候共同寺先年焼失仕候に付書類等一切御座無く候故委細不分に御座候」と記し又「正法寺舊地の儀掘開候節土佛數々並に布地瓦等埋御座候尤も天正の頃迄此處寺地に御座候處只今田地に掘開て御座候」正法寺舊地天正の頃まで廣大に御座候へ共只今田地に相開申候古塚有之土佛容し所掘埋御座候」など記してある。この土佛數々とは泥塔のことを佛像と見誤つてゐるのであるが千手觀音の小土佛一體附近より出て同鎮守石鎚權現の中に安置してある。

即ち天正以來舊觀を失し會々本堂前の田圃より舊時の遺物が出土することは明治初年より知られてゐたのである。それで只今の本堂以下の沿革について記してみると當寺は元祿年中讃岐鹽飽高見島の人秀師上人を以て中興第一世としこの頃以來を以て本堂以下を再興した。

堂宇再建沿革

當時第一世秀師上人 元祿十二年閏九月寂 讚岐鹽飽島(高見島)之人

一、本 堂 第五世玄道上人(寶曆元年二月寂)在住中再建之

第十世智雄上人在住中文政八年八月再建之(棟札)

一、藥 師 堂 第三世眞任上人在住中享保三年八月再建立之(棟札)

一、藥師佛厨子 第六世隆暢在住中寶曆四年八月再建立之(棟札)

一、聖 王 宮 第十一世榮尊在住中安政五年十月造立(棟札)同年四月廿九日燒失ニヨリ。

一、扁額「往生院」 江州三井寺日光院前僧正尊珉筆 天保三年三月榮尊代

次にこれを表記して見やう。

(八) 正法寺の歴代住持

それから歴代の住持についても元祿以來はよく判つて居つてその中興第一世秀師以下を表記すると次の通りである。この中第八世榮澄を以て中興と稱してゐるが現住大西大詮まですべて十五世を算しこの歴代中には特記すべき名僧もあるが此處では其の事蹟を省略した。今古義眞言に屬し御寶御所直末である。

正法寺歴代住持

當院中興第一世	秀師	元祿十二年閏九月寂
第二世	隆覺	正徳二年二月寂
第三世	眞任	享保八年十一月寂
第四世	實賢	享保十八年七月寂
第五世	玄道	寶曆元年二月寂
第六世	隆暢	寶曆五年正月寂
第七世	榮玄	安永三年十一月寂
當山中興第八世	榮澄	天保三年十一月寂
第九世	榮鳳	文政二年十月寂
第十世	智雄	弘化三年十月寂
第十一世	榮尊	文久二年十一月寂
第十二世	宥而	明治九年三月寂
第十三世	榮法	明治十二年二月寂

第十四世 法岳 昭和五年九月寂
第十五世 大詮 現住持

第六章 附 錄

正法寺に關する記録

【棟札】 享保三年藥師堂建立

聖主天中迦陵頻伽聲 大檀那大梵天主

(表面)「梵字」 奉建立藥師堂一字 村 中

哀愍血生者我等今敬禮文大願主帝釋天王

大願主現住沙門權大僧都法印眞信

大工 新右衛門
同 七左衛門
小工 七
木挽 四 人

建立 施主 高橋甚右衛門

賄 五郎兵衛

組頭 曾我部 七兵衛

同 天野 九右衛門

大檀那庄屋 高橋 六兵衛

若末法世人長誦此眞言

行 助力

素貞姥庄屋(以下不明)

(裏面)「梵字」 享保三戊戌年八月八日

材木寄進 五左右門

刀兵不能害水火不焚漂文

甚右衛門

大野山御百姓中

【棟札】 寶曆四年 藥師厨子再造

石鉄山正法寺住持 妙 憧 (以下省略)

再造立醫王善逝御厨子

寶曆四年甲戌八月吉日

【棟札】 文政八年本堂再造立

石鉄山正法寺現住法師 智雄

奉再建本堂一字

文政八乙酉八月吉日

庄屋 高橋 大助

【棟札】 安政五年聖王宮造立

安政五戌年十月十七日

同年四月廿九日燒失

聖王宮一字

正法鉄現住法師榮尊親圓代

瓦屋 八幡 原長兵衛

【本堂正面扁額】 横額

「往生院」 (表)

(裏)

江州三井寺日光院前僧正尊珉御筆也

天保三年壬辰三月 親圓代

○横額長 四尺三寸、 縦 一尺九寸

【同上横額】

「正法寺」 (表)

(裏)

肥前國松浦郡五島 明星院大空上人筆

安政二年初夏 親圓代

【天保三年辰三月正法寺現住榮尊親圓代起立書】

起立

一、柳美濃殿 領内

伊豫國新居郡大生院村 石鉄山 往生院 正法寺

御室御所御直末

古義 眞言宗

(中略)

一、本堂 東西五間

本尊不動

一、藥師堂 東西三間半

行基作

(中略)

一、鎮守上屋 東西九尺

石鉄權現

一、別社 本社 東南五六尺

聖王權現

伴殿 東南一三丈間

(下略)

天保三年辰三月起立書

正法寺現住榮尊 親圓代

【小松邑誌】 上篇 六

(前略)

正法寺末菴

地藏堂 本村ニアリ

同上

藥師堂 大野山ノ平ニアリ

同上

觀音堂 同所中ノ平ニアリ

同上

阿彌陀堂 同所谷ニアリ

同上

正法寺 古義眞言石鉄山往生院ト號ス

本尊不動明王
御室御所直系

往古ハ石鉄山別當ニシテ鉄今ノ鉄前ノ道ノ下ニ在リ今ニ其地ノ田字ヲ往生ト云フ又鐘ツキ堂ト云
ヘル田字モ有リ本此鉄ノ院號ヲ取テ村名トス、イツノ頃ヨリカ往生ヲ忘テ大生ト書改ム當院往古
ノ仕成傳リ年々阿州ノ石鉄山參詣人ハ來テ先達ヲ頼ミシカ文化年中西條ノ實相院ト云ヘル修驗ヘ
先達ヲ讓リシト云

石鉄 權現 鎮 守

社 正法寺境内ニ在リ

靈王 權現 別 社

同 上

藥師 如來 行基作

堂 同 上

大 門 杖 立

土佐山笹ヶ峰ノ通り深山ニ在リ往古石鉄山權現笹ヶ峰ニマシマセシ時大門ノ有シ處ナリト云フ。

其頃ハ正法寺別當ナリシ故山號ヲ石鉄山ト云ヘル由。

【明治三年十二月書出】 往生院村庄屋高橋家文書

(前 略)

「正法寺境内

一、石鐘權現

往古大野山奥ニ石鉄山行場御座候所參詣仕來申候得共天正年中之頃ヨリ相絶申候由ニ御座
候今以所々古跡御座候尤同寺先年焼失仕候ニ付書類等一切無御座候故委細不分ニ御座候
正法寺構」

【同 上】

(前 略)

「正法寺舊地の儀掘開候節土佛數々並布地瓦等埋御座候尤天正之頃迄此處寺地に御座候處只今
田地に掘開て御座候」

「正法寺舊地天正之頃迄廣大に御座候へ共、只今田地に相開申候、古塚有之土佛容之所掘埋御座候。」

【次第官御免許御合旨四通並箱共奉拜領由來】

寬政十二庚申年三月

北海山寶蓮寺 榮淨謹記

當院元無本寺天明七丁未年榮住師始屬仁和寺末時時入道深仁法親王慕師道譽寵遇最厚因賜名合補榮澄且須許用于御紋幕桃燈並往來驛符之肯下命於執達師辭云正法寺僻鄉貧寺故御紋幕等不相應由奏之不肯受教矣再後寬政十一乙未年十一月奉命昇殿則次第官御免狀四通盛此箱而使大僧都孝賢賜贈師不得止拜受后不幾師乃謝僧官獻金五兩忽被還下傳命者曰親王於上人歸敬不洩而實出持恩之餘也終不納受金矣吁澄師德能感人也是亦偉人會哉。

【當山中興第八世榮澄上人傳記】

當院中興榮澄上人字慈嚴今治越智郡產渡部氏性恭溫修身克己人貴其行儒宗之望近藤篤山飲其高風

瓦蘭交也亦郡大守一柳君公深加崇敬而權爲七箇寺之饗席焉上人持明精脩屢有應徵士女仰之歸者爲市於中零禱得瑞若谷響乃毫住摩尼菴天保三年壬辰十一月廿五日故無病從申時忽入無言定至廿九日曉木滅天壽七十有四詳如其日菴事蹟。

戒臈二十

天保四癸巳年季夏 現住榮尊親圓 年臘三十記之

【寶蓮寺榮淨上人傳記】

法印榮淨師字大賢新居郡大野山產會我部姓榮賢上人資寬政十一乙未年就榮任上人上京謁日野大野大納言正二位光雄卿受古今傳授諮和歌奧義矣本院住務僅十年許師素澹乎世味於此讓寺于榮澄上人資榮教慈範房而晦迹摩尼菴波止濱杣田宇高原新居濱邨松菴足谷銅山然歌學儔追跡不絕師性不必留錫一處放遊于心之所適徒過星霜耳當時詞林英俊與三宅法尼川口重任吉田直恒近藤忠寺一宮覺辯毛利公秀井川邦度村地延翼等罄折禮接互往來相友好爲人木訥寡言唯詠和歌而晏如忘榮利而自若也著集名不害菴類題春秋六十五終在谷山生緣家病逝實天保三壬辰年正月五日也葬寶蓮寺境內

正法寺榮尊親圓房識

【宗門御條目】 卷物

東照神君宗門御條目

一、切支丹宗禁制に關する項目以下十五ヶ條より成る。終りに次の如く誓文あり。
右十五ヶ條之趣一義於相背者上者梵天帝天四天王五道冥官日本伊勢天照大神宮八幡大菩薩春日
大明神其外氏神日本六十餘州之可奉蒙神罰者也
慶長十八年癸丑五月

天下之諸寺院宗門請合之面々此内一ヶ條茂相欠候而者可爲越度旨仰付者也

右之通被仰出候條堅可相守者也

奉行

日本諸寺院

御條目

一、寛文二年酉四月公儀より仰出され候切支丹宗禁制以下寺法に關する項目十三條あり。
右之條々急度相守可申候若違犯之者於有之者可爲曲事者也
貞享四年卯十月

奉行

日本諸寺院

元文五庚申三月

寺社御奉行

黒田	豊前守
井上	河内守
古島	丹後守
小出	信濃守
御勘定御奉行	
久松	大和守 外二名
町奉行	
駒木	根肥後守 外二名

以上の「宗門御條目」の奥書次の如し

明和九壬辰歳正月小法師囑房而會書寫也

豫州今治中村醫王寺現住

榮賢一道房

安永元壬辰歲十一月我師一道上人受老師寶蓮寺榮輝上人命從醫王寺轉住當院此時持來。

寬政三亥年 現住榮住慈嚴記

【安藤外記書簡其他】 卷物

安藤良平字外記當國宇摩郡村松產京吉川恒齋門人也首仕實相院宮命于船内時關白近衛殿喜其多驗于醫術加典藥之匙社遂擢諸大夫列賜號稱安藤土佐介常居江州大津家最豊(不明)壽今年七十一老後倍健也余從功與先生熟友也故能知其爲人盛業冠世蓋若先生亦(不明)哉

于時萬延元庚申旦 季 秋 記 之

當院現住榮尊慈峰親圓臈五十七

一、天保十亥(不明)年 四月安藤先生見訪

九月一日付安藤外記より正法寺現住親圓へ對する消息(同年十一月此書到來親圓三十六歲)

一、左書狀從恭堂和尚贈安藤先生右書狀同封而贈來當院

八月廿四日付を以て恭堂和尚より正法寺住職へ其隱居をなし比丘となり京都へ出て更に入律し度旨の希望につき不可なる所以を訓論せられ度旨安藤外記へ依頼の書狀也

一、三月五日付越溪子より正法寺法主に宛てし消息文(安藤外記に託せしものなり)

伊豫新居郡大生院村

正法寺様

用事

三井寺法明院

(敬彦)

一、天保九年夏岸影金兵衛伊勢參宮の歸途西光寺(京都東山清水左麓の寺)よりの返書を持歸る。

二、五月十七日付西光寺僧居十阿より正法寺慈峰大阿周梨にあて返書。

以上の書狀を卷物となし其末文に西光寺十阿三井寺法明院敬彦(字實幢又恭堂と號す)等の略傳を記したり



631
236

笹ヶ峰石鎚連峰御
探勝の節は是非お
立寄り下さい
西條地方の名物珍
味佳肴を揃へて居
ります
心から御旅情をお
慰め申上げたいと
心掛けて居ります

伊豫西條町

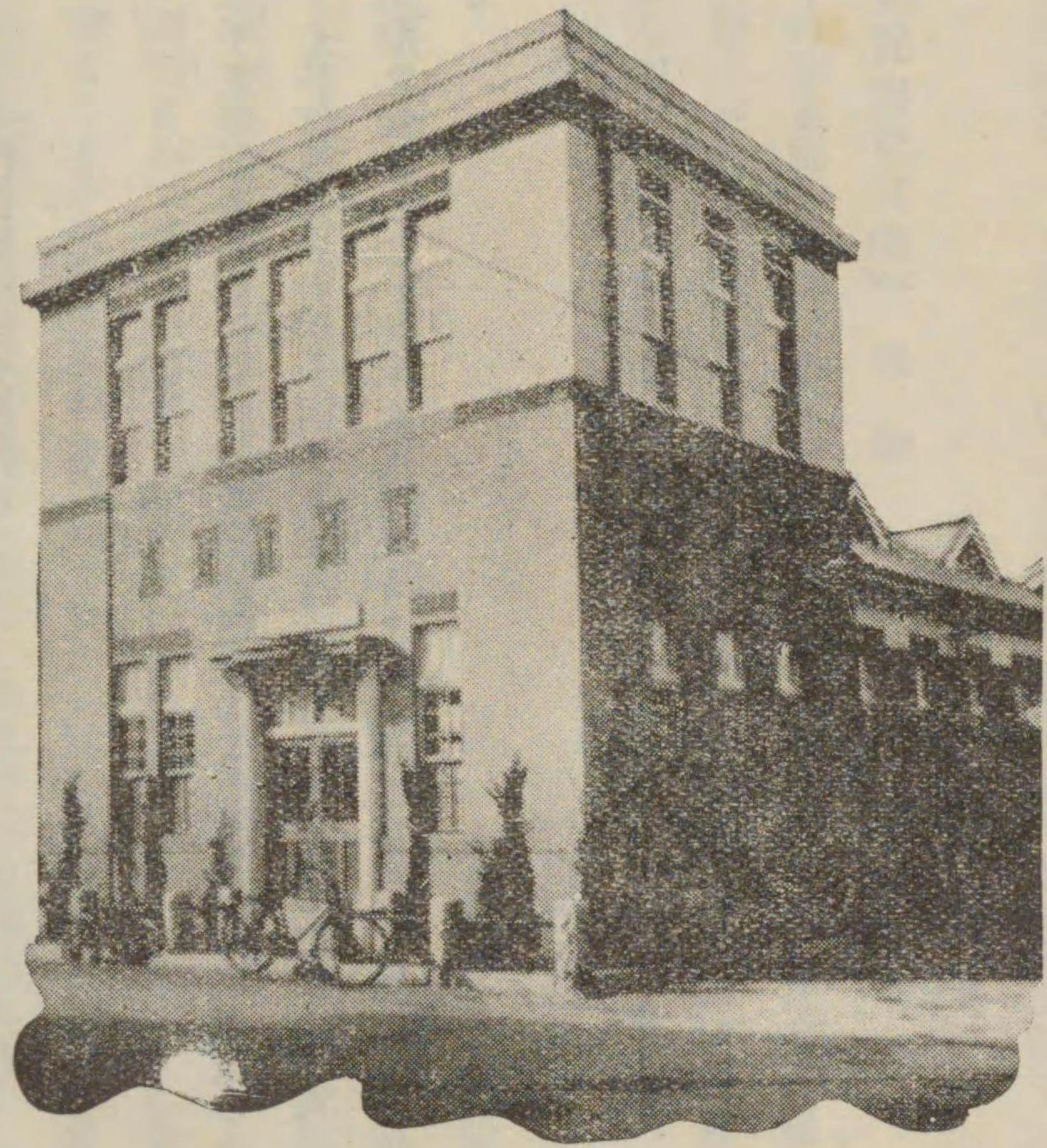
御料理
御旅館

福亭本店

主人 大西 幸輔

電話特長一三番
振替大阪五七五九二番

庶民金融の王座



東豫無盡株式會社

本社 伊豫西條町電話八四番

支店 新居郡新居町 新治市神明町

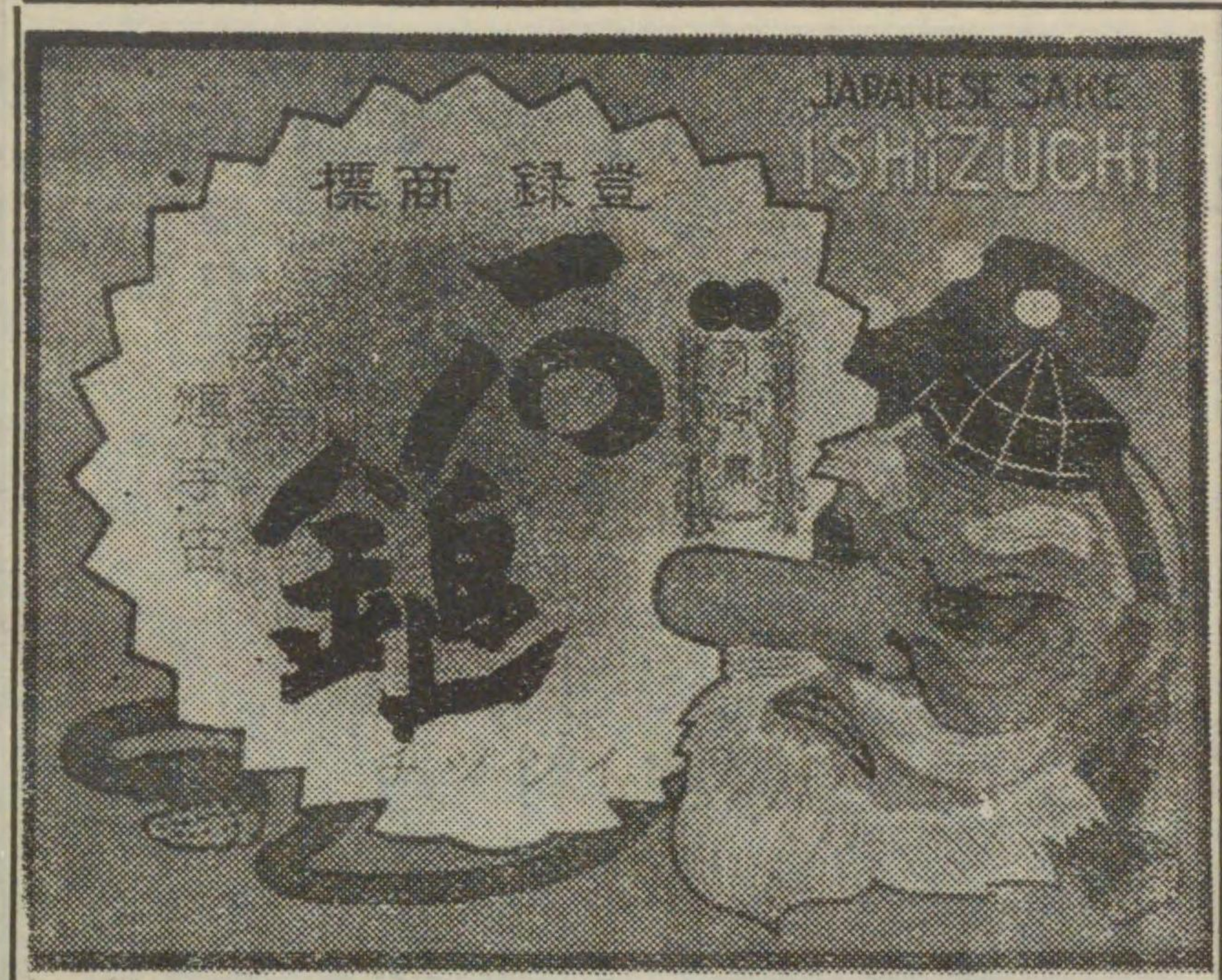
631
236

各神社
寺院
御用達
表具師
近藤清心堂
伊豫西條驛前西通

社寺御用 佛像神像
其 他 各 種 彫 刻 一 切

近藤泰山

伊豫西條町驛前西通



清酒『石 鎚』釀造元

共同酒造株式會社

伊豫新居郡氷見町(電話壹番)

631
236

昭和八年七月一日發行
昭和八年六月廿五日印刷納本

【定價壹圓】

編著者兼
發行所

愛媛縣新居郡大生院村正法寺内

笹ヶ峰奉讚會

印刷人

愛媛縣新居郡西條町驛前八五四

幾島彰人

印刷所

愛媛縣新居郡西條町驛前八五四

燧洋出版社

發賣所

伊豫西條驛前

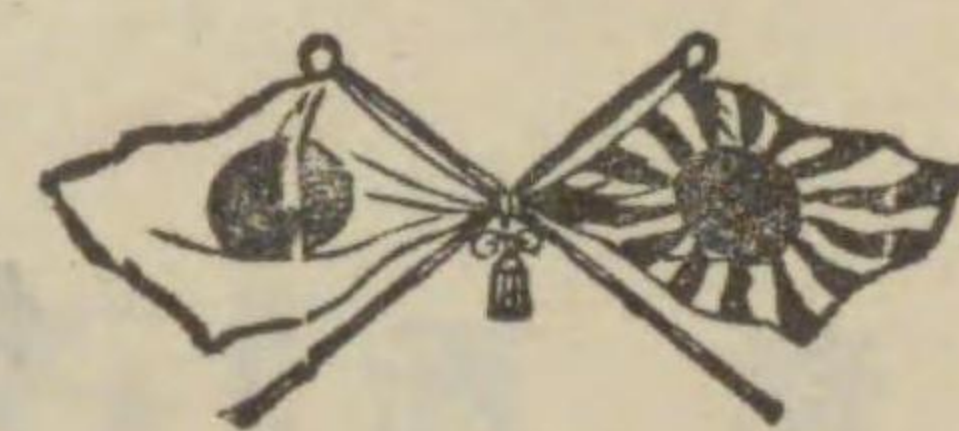
燧洋出版社

伊豫西條町

御料理
御旅館
問
力

電話番

店主 佐藤信市



青年團旗
優勝旗
各種幟幕
印入染物

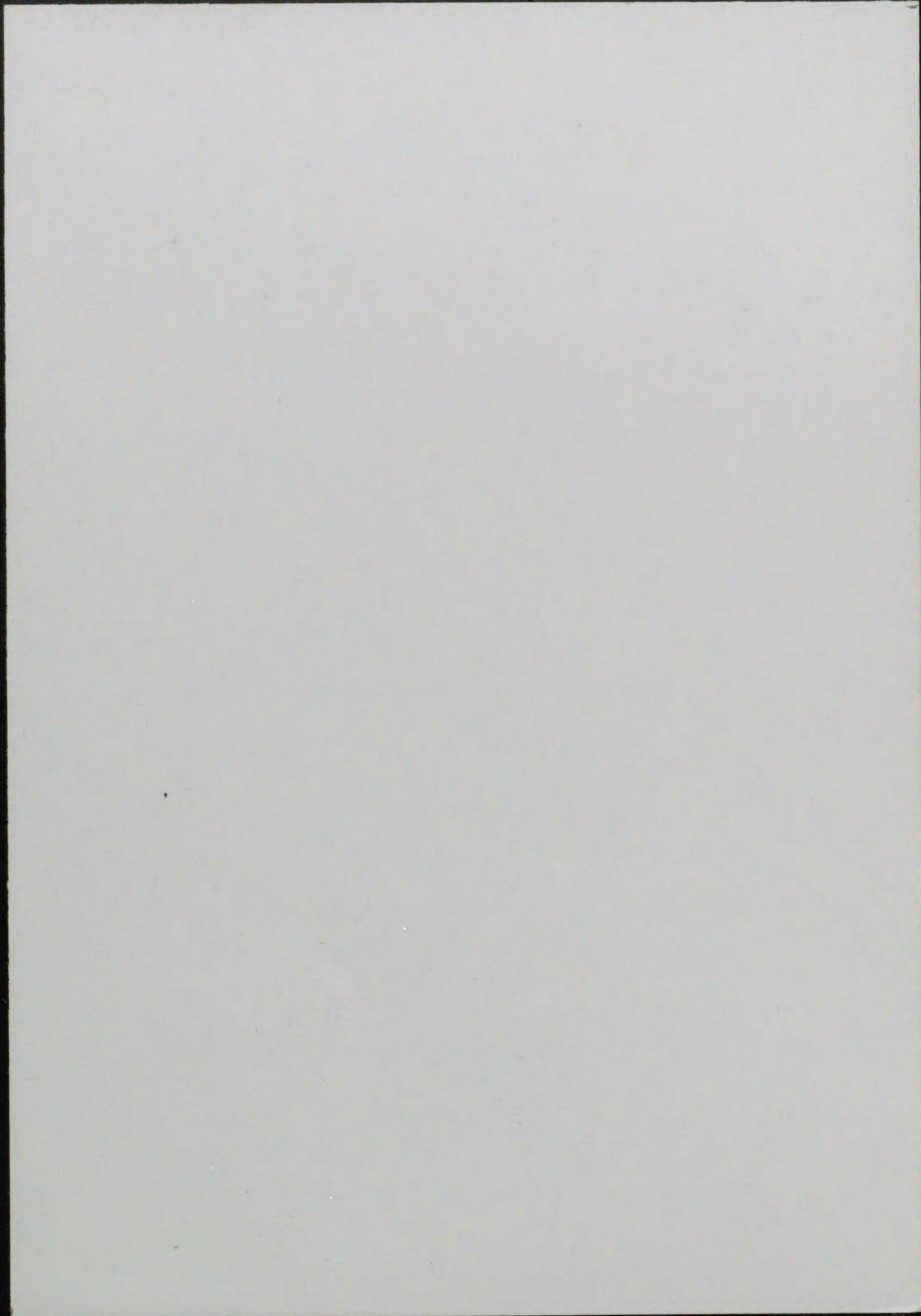


はりまや
染物店

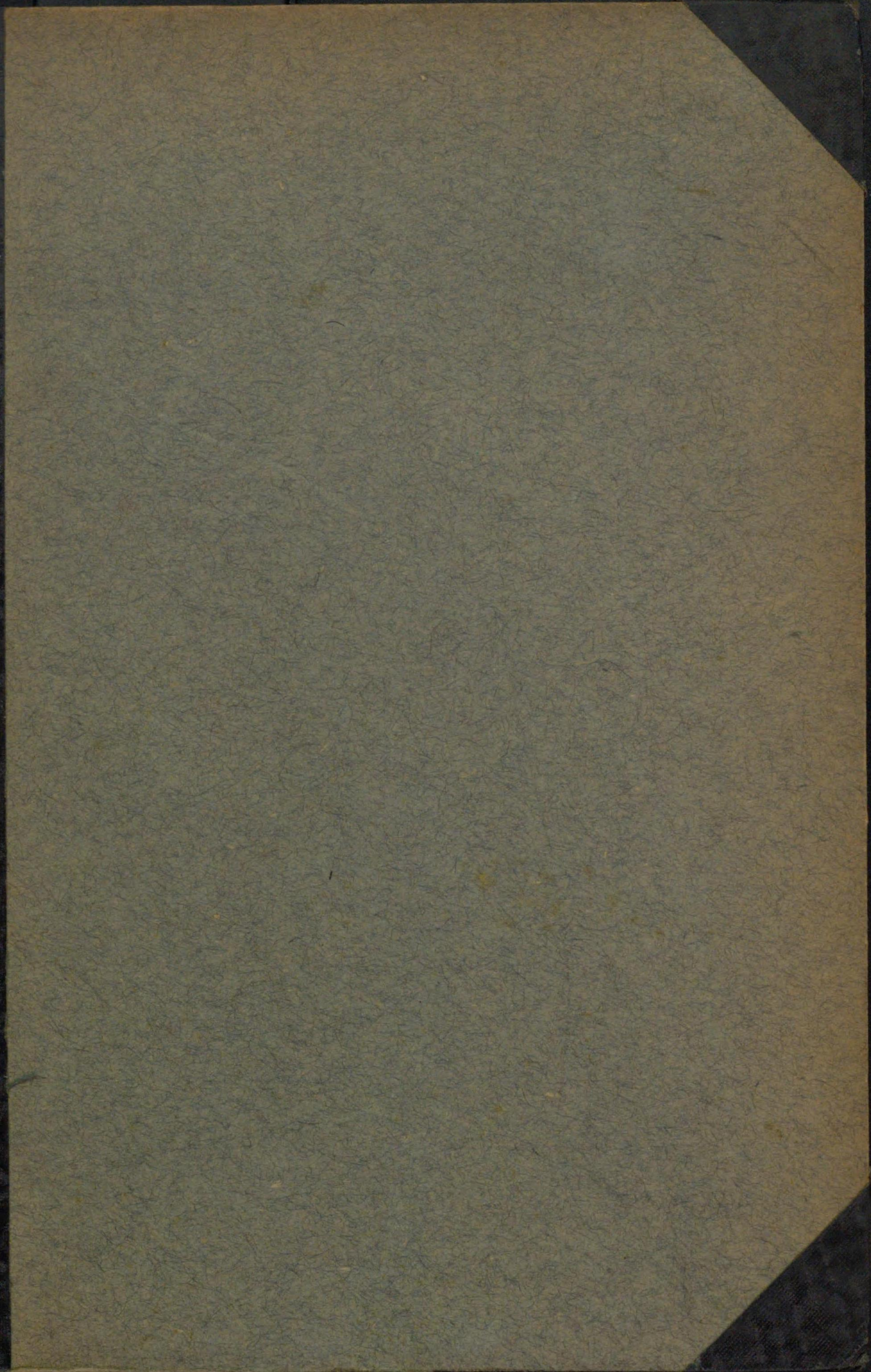
伊豫西條榮町三丁目

店主 徳永國太郎

631
236



A small, vertical, light-colored rectangular label or piece of tape is attached to the inner edge of the book's cover, positioned between the white page and the brown cover. The text on the label is illegible.

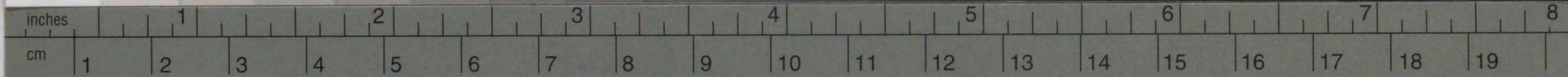


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

